

令和 5 年度

市 税 等 の 概 要



KOBAYASHI
CITY

小 林 市
(市民生活部 税務課)

目次	
1. 税務行政機構等	1
税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌	2
2. 市民税	3
（1）個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
（2）市民税納税義務者数の推移	4
（3）個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
（4）令和5年度 個人市民税賦課状況	6
（5）課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
（6）各種所得の推移	8
（7）地方税ポータルシステム利用状況	9
（8）小林市が開設する申告会場における申告相談件数の推移	10
（9）年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	11
（10）法人市民税均等割納税義務者数	12
（11）事業種別法人数	12
3. 固定資産税・都市計画税	13
（1）固定資産税納税義務者数の推移	14
（2）都市計画税納税義務者の推移	15
（3）固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	16
（4）都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	17
（5）固定資産税の決定価格等の内訳	18
（6）都市計画税の決定価格等の内訳	18
（7）土地・地目別集計表	19
（8）木造家屋・種類別集計表	19
（9）木造以外家屋・種類別集計表	20
（10）新增築家屋棟数の推移	20
（11）減少分家屋棟数の推移	20
（12）償却資産の決定価格等の内訳	21
（13）都市計画税の充当状況	22
（14）国有資産等所在市町村交付金	23
（15）固定資産評価審査委員会委員一覧	23

4. 諸税	25
（1）軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	26
（2）軽自動車税課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	27
（3）市たばこ税調定額及び課税本数の推移	28
（4）入湯税の調定額及び充当状況	29
5. 徴収	31
（1）市税決算額	32
（2）各税目の調定額及び収入済額の推移	34
（3）一般会計歳入総額と市税収入額の推移	35
（4）市税調定額及び徴収率等一覧表	36
（5）納税方法の状況	37
（6）口座振替利用状況	38
（7）コンビニ収納状況	39
（8）滞納処分状況（差押件数及び財産の換価金額）	39
（9）日曜納税相談窓口利用状況	39
（10）督促状発付状況	40
（11）徴収率・収納額の推移	42
6. 各種交付金等	43
（1）各種交付金等	44
7. 地籍調査	45
（1）実績と計画	46
（2）進捗率等の状況	50
8. その他	51
市税の税率及び納期等の一覧表	52

1 . 稅務行政機構等

税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌

（令和5年8月1日現在）

G名	主な担当	課長	ML	GL	職員	再任用職員	会計年度職員	計	事務分掌
		1						1	課の総括
納税G				1	4		1	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	4	0	1	6	
収納管理G				1	3		2	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	3	0	2	6	(8) 課内の庶務に関する事
資産税（土地）G			1	1	3			5	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事
	窓口調査						4	4	(4) 固定資産税の調査及び評価に関する事
	計	0	1	1	3	0	4	9	(5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
資産税（家屋）G	償却資産				1			1	
				1	2			3	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (4) 固定資産税の調査及び評価に関する事
	窓口調査						2	2	(5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	3	0	2	6	
市民税G				1	5		1	7	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	5	0	1	7	
地籍調査G				1	2	1	3	7	(6) 地籍調査に関する事 (7) 市の境界の変更にに関する事
	計	0	0	1	2	1	3	7	
合計		1	1	6	20	1	13	42	

2. 市民税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在 単位：人、世帯)

年 区分		1	2	3	4	5
人口	男	21,499	21,161	20,854	20,624	20,388
	女	24,491	24,173	23,780	23,423	23,166
	計	45,990	45,334	44,634	44,047	43,554
世帯数		22,172	22,210	22,159	22,118	22,195

出典 企画政策課_人口推移

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在 単位：人、社)

年度 区分		1	2	3	4	5	
個人	均等割＋所得割	17,565	17,610	17,561	17,763	17,614	
	均等割のみ	3,004	2,924	2,710	2,558	2,468	
	計	20,569	20,534	20,271	20,321	20,082	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	3	2	3	4	－
		第8号	1	1	1	0	－
		第7号	55	56	54	54	－
		第6号	3	3	3	3	－
		第5号	38	39	39	43	－
		第4号	8	9	11	10	－
		第3号	177	171	179	174	－
		第2号	14	16	14	14	－
		第1号	778	773	793	806	－
	計		1,077	1,070	1,097	1,108	－

出典 個人：課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

法人：課税状況調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

※ 第1号～第9号法人の説明は「(10) 法人市民税均等割納税義務者数」参照。

※ 法人市民税は前年度の事業実績による課税であるため前年度の集計が最新。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

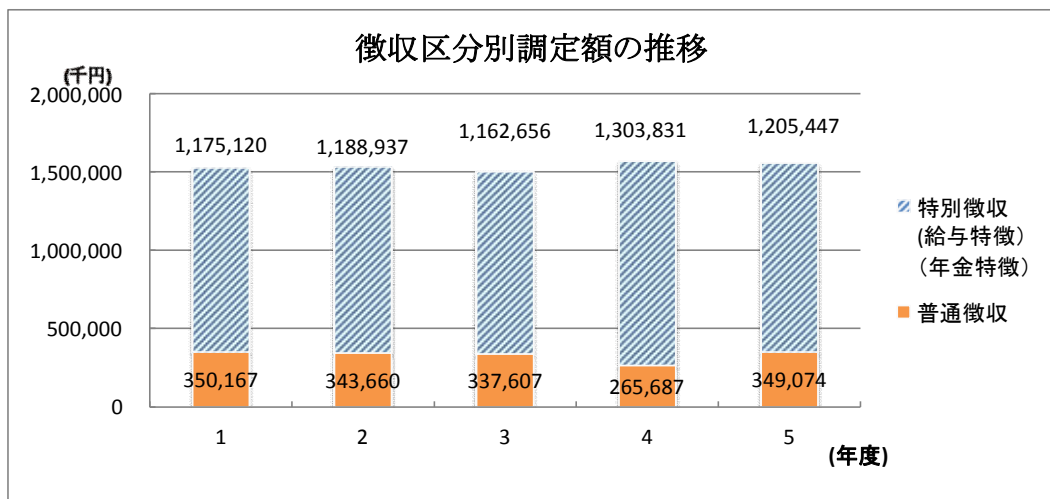
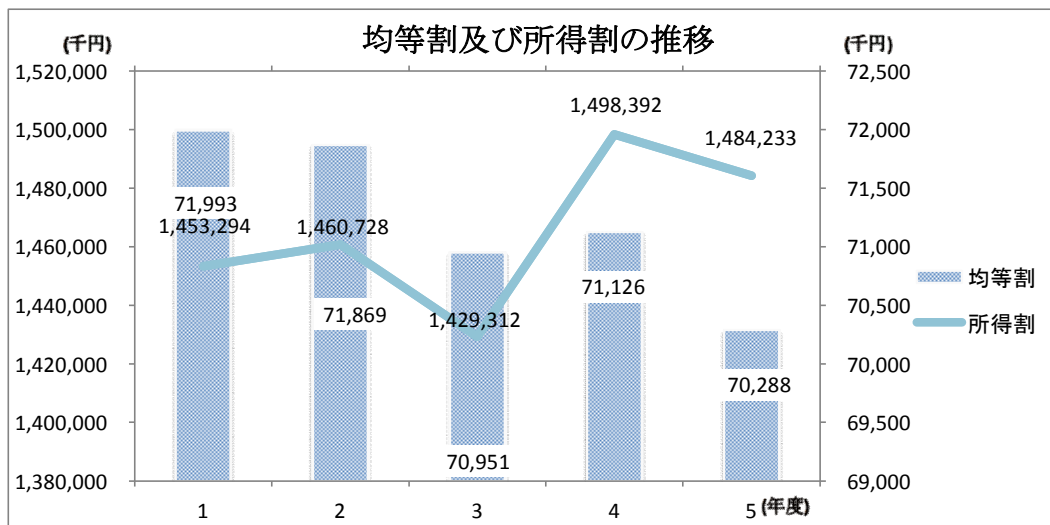
(各年度7月1日現在 単位：千円)

年度		1	2	3	4	5
区分	均等割	16,917	15,807	14,312	13,519	13,174
	所得割	333,250	327,853	323,295	252,168	335,900
	小計	350,167	343,660	337,607	265,687	349,074
特別徴収 (給与特徴) (年金特徴)	均等割	55,076	56,062	56,639	57,607	57,114
	所得割	1,120,044	1,132,875	1,106,017	1,246,224	1,148,333
	小計	1,175,120	1,188,937	1,162,656	1,303,831	1,205,447
	事業所数	2,680	2,778	2,865	2,936	2,962
調定額	均等割	71,993	71,869	70,951	71,126	70,288
	所得割	1,453,294	1,460,728	1,429,312	1,498,392	1,484,233
	合計	1,525,287	1,532,597	1,500,263	1,569,518	1,554,521

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

課税状況調_第3表 市町村民税の特別徴収義務者等に関する調

事業所数 基幹系システムにおける事業所別税額一覧作成処理より抽出

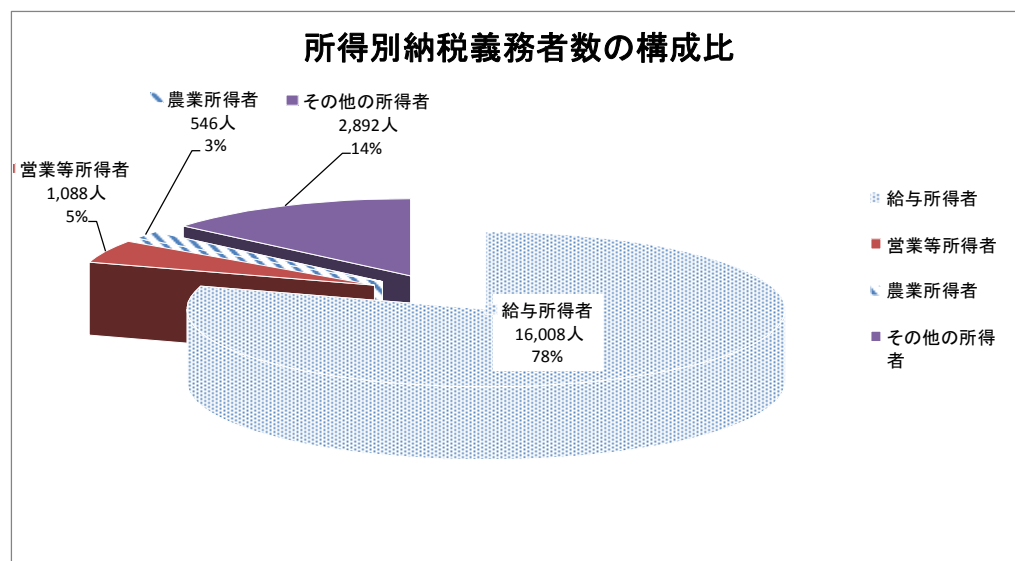


(4) 令和5年度 個人市民税賦課状況

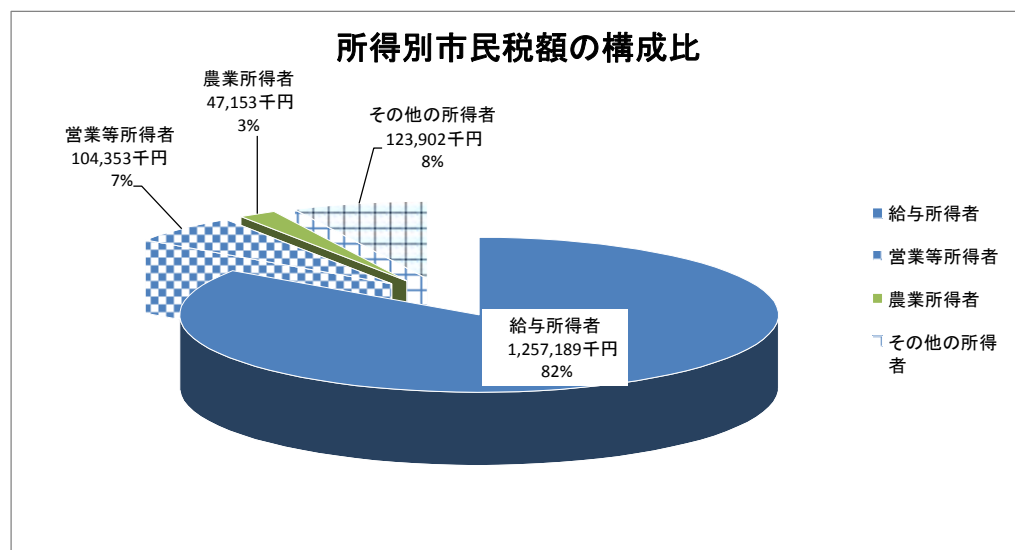
(令和5年7月1日現在 単位：人、千円、%)

所得区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F	税額 構成比
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C)	税額 (B+D+E)		
	A	B	C	D	E	F	G		
給与所得者	1,258	4,403	14,771	51,699	1,258,913	16,029	1,315,015	82	84.6
営業等所得者	218	763	743	2,601	90,803	961	94,167	98	6.1
農業所得者	107	375	225	787	30,548	332	31,710	96	2.0
その他の所得者	885	3,098	1,875	6,562	103,969	2,760	113,629	41	7.3
計	2,468	8,639	17,614	61,649	1,484,233	20,082	1,554,521	77	100.0

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調



納税義務者合計 20,082 人



市民税総額 1,554,521 千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和5年7月1日現在 単位：人)

課税標準額 の段階	区分	給与 所得	営業等 所得	農業 所得	その他の 所得	分離譲渡 所得	合計
1千円を超え 10万円以下		538	49	21	192	55	855
10万円を超え 100万円以下		5,981	309	65	1,236	32	7,623
100万円を超え 200万円以下		4,970	161	51	219	31	5,432
200万円を超え 300万円以下		1,865	71	27	48	12	2,023
300万円を超え 400万円以下		876	48	18	23	6	971
400万円を超え 550万円以下		281	29	16	16	8	350
550万円を超え 700万円以下		64	26	6	11	9	116
700万円を超え 1千万円以下		45	21	6	8	6	86
1千万円を超える 金額		106	20	7	14	11	158
合計		14,726	734	217	1,767	170	17,614

出典 課税状況調_第5表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【給与所得者】

課税状況調_第6表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【営業等所得者】

課税状況調_第7表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【農業所得者】

課税状況調_第9表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【その他の所得者】

課税状況調_第11表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【分離課税をした者に係る分】

※課税標準額

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額のこと。

(6) 各種所得の推移

■ 個人の市民税の所得割を納める者（納税義務者数）

(単位：人、%)

区分	1		2		3		4		5	
	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比
給与所得者	14,453	82.3	14,526	82.5	14,557	82.9	14,760	83.1	14,771	83.9
営業等所得者	824	4.7	842	4.8	827	4.7	789	4.4	743	4.2
農業所得者	320	1.8	332	1.9	289	1.6	283	1.6	225	1.3
その他所得者	1,968	11.2	1,910	10.8	1,888	10.8	1,931	10.9	1,875	10.6
合 計	17,565	100.0	17,610	100.0	17,561	100.0	17,763	100.0	17,614	100.0

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 個人の市民税の所得割を納める者（所得割額）

(単位：千円、%)

区分	1		2		3		4		5	
	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比
給与所得者	1,203,331	82.8	1,201,161	82.2	1,187,810	83.1	1,227,163	81.9	1,258,913	84.8
営業等所得者	97,404	6.7	100,545	6.9	99,828	7.0	102,744	6.9	90,803	6.1
農業所得者	37,416	2.6	45,242	3.1	40,697	2.8	45,016	3.0	30,548	2.1
その他所得者	115,143	7.9	113,780	7.8	100,977	7.1	123,469	8.2	103,969	7.0
合 計	1,453,294	100.0	1,460,728	100.0	1,429,312	100.0	1,498,392	100.0	1,484,233	100.0

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 退職所得者の分離課税に係る所得割額等

(単位：千円、人)

調定月	1		2		3		4		5	
	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者
4月	0	0	991	28	494	31	968	14	491	16
5月	4,200	58	2,190	21	1,624	18	3,604	28	2,418	32
6月	63	1	1	1	74	1	665	2	158	1
7月	1,548	3	1,095	5	1,227	1	5,871	6	-	-
8月	0	0	0	0	158	1	547	3	-	-
9月	0	0	0	0	0	0	574	9	-	-
10月	0	0	0	0	464	7	0	0	-	-
11月	0	0	59	1	147	3	126	3	-	-
12月	0	0	305	2	174	1	173	1	-	-
1月	0	0	142	2	666	2	538	4	-	-
2月	24,035	30	295	3	310	2	129	1	-	-
3月	1,965	10	2,568	7	1,755	13	2,106	21	-	-
合 計	31,811	102	7,646	70	7,093	80	15,301	92	3,067	49

出典 課税状況調_第20表 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調

(7) 地方税ポータルシステム利用状況

■ 電子申告利用件数

(単位：件、%)

年度		3	4	5
給与支払 報告書	利用件数 A	11,433	11,469	12,184
	全体件数 B	25,857	24,587	25,562
	A/B	44.2	46.6	47.7
年金支払 報告書	利用件数 A	24,066	23,963	23,736
	全体件数 B	24,066	24,010	23,941
	A/B	100.0	99.8	99.1
法人市民税 (確定、予定、 修正、更正)	利用件数 A	1,314	1,348	1,409
	全体件数 B	1,523	1,543	1,636
	A/B	86.3	87.4	86.1
償却資産 (申告)	利用件数 A	779	839	893
	全体件数 B	1,752	1,842	1,839
	A/B	44.5	45.5	48.6
計	利用件数 A	37,592	37,619	38,222
	全体件数 B	53,198	51,982	52,978
	A/B	70.7	72.4	72.1

出典 電子申告利用率等調査

■ 国税連携利用件数

(単位：件)

年度	3	4	5
確定申告書 (e-Tax)	11,812	12,160	10,822

※国税連携

確定申告書や法定調書など、国税庁が保有する情報を電子データで連携する仕組みのこと。

(8) 小林市が開設する申告会場における申告相談件数の推移

(単位：件)

（単位：円）

年度	地区	住民税申告	確定申告(A)		合計	電送率(B／A)
				うち電送(B)		
5	小林	1,135	1,001	754	2,136	75.32
	須木	136	133	133	269	100.00
	野尻	408	319	317	727	99.37
	合計	1,679	1,453	1,204	3,132	82.86
4	小林	1,046	924	518	1,970	56.06
	須木	134	132	0	266	0.00
	野尻	483	416	0	899	0.00
	合計	1,663	1,472	518	3,135	35.19
3	小林	1,003	936	637	1,939	68.06
	須木	137	126	0	263	0.00
	野尻	486	454	105	940	23.13
	合計	1,626	1,516	742	3,142	48.94
2	小林	937	1,014	685	1,951	67.55
	須木	143	129	2	272	1.55
	野尻	498	455	107	953	23.52
	合計	1,578	1,598	794	3,176	49.69
1	小林	1,221	1,068	789	2,289	73.88
	須木	161	151	8	312	5.30
	野尻	556	489	115	1,045	23.52
	合計	1,938	1,708	912	3,646	53.40

※電送

専用回線を利用して、確定申告書を税務署へデータ引継を行うこと。

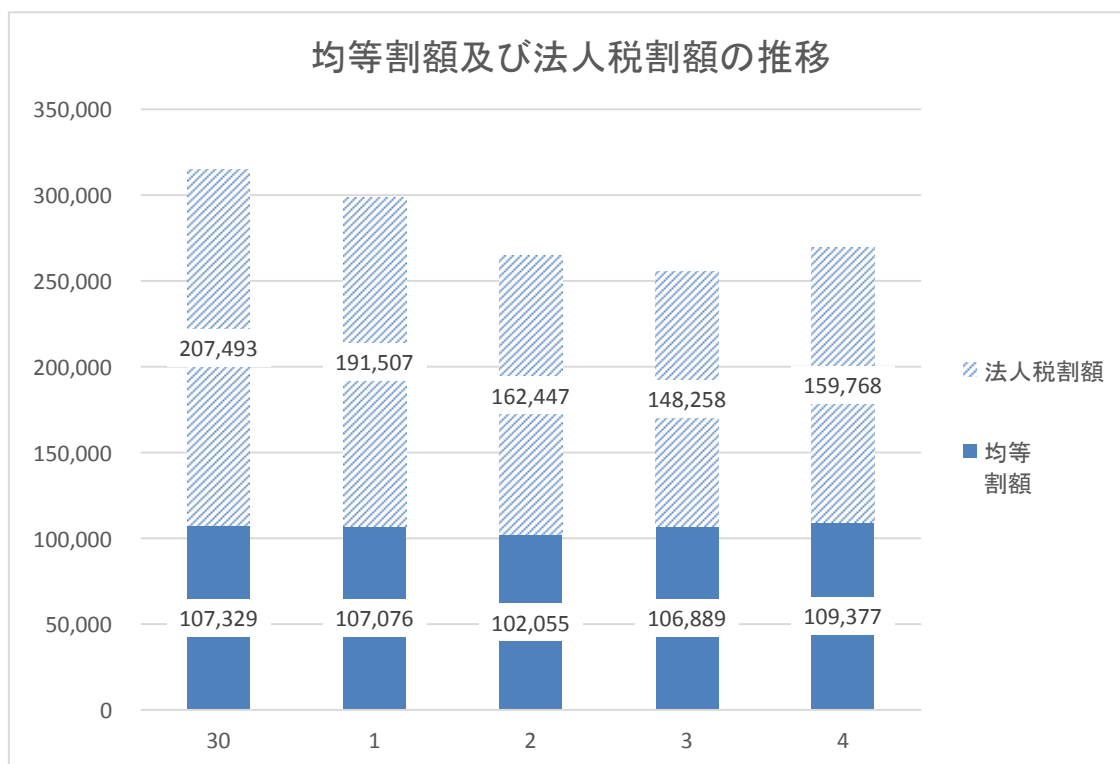
(9) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度7月1日現在 単位：社、千円、%)

年度 区分		30	1	2	3	4
均等割額	法人数	1,076	1,077	1,070	1,097	1,108
	調定額	107,329	107,076	102,055	106,889	109,377
法人税割額	法人数	319	335	299	335	331
	調定額	207,493	191,507	162,447	148,258	159,768
合計調定額		314,822	298,583	264,502	255,147	269,145
合計調定額の対前年比			94.8	88.6	96.5	105.5

出典 課税状況調_第32表 市町村民税の法人税割に関する調

課税状況調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調



(10) 法人市民税均等割納税義務者数

(各年度7月1日現在、単位：社)

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
第9号	4	3	2	3	4
第8号	1	1	1	1	0
第7号	57	55	56	54	54
第6号	3	3	3	3	3
第5号	35	38	39	39	43
第4号	10	8	9	11	10
第3号	174	177	171	179	174
第2号	15	14	16	14	14
第1号	777	778	773	793	806
合計	1,076	1,077	1,070	1,097	1,108

出典 課税状況調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

(11) 事業種別法人数

(単位：社)

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
卸売・小売業	265	265	259	261	260
建設業	192	186	184	190	195
サービス業	143	138	136	139	138
製造業	103	105	104	105	103
農業	93	98	102	106	106
医療・福祉	73	72	70	71	72
飲食店・宿泊業	54	54	52	54	57
金融・保険業	29	32	31	34	36
不動産業	30	30	31	34	34
運輸業	18	17	19	20	19
複合サービス業	20	19	19	19	19
電気・ガス ・水道・熱供給業	16	18	18	20	21
林業・狩猟業	12	13	14	16	19
教育・学習支援	8	10	10	9	9
情報通信業	8	7	8	7	7
漁業・水産養殖業	3	3	3	3	3
分類不能の産業	9	10	10	9	10
合計	1,076	1,077	1,070	1,097	1,108

出典 基幹系システムにおける汎用抽出(法人)ファイル作成処理より抽出

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度			1	2	3	4	5
免税点 以上	個人	土地	17,010	17,019	16,975	16,959	16,957
		家屋	17,702	17,716	17,695	17,655	17,629
		償却資産	283	320	316	328	331
	法人	土地	604	629	652	686	712
		家屋	593	609	584	625	634
		償却資産	611	619	594	665	684
	計	土地	17,614	17,648	17,627	17,645	17,669
		家屋	18,295	18,325	18,279	18,280	18,263
		償却資産	894	939	910	993	1,015
免税点 未満	個人	土地	9,972	9,888	9,843	9,776	9,607
		家屋	1,190	1,197	1,166	1,131	1,103
		償却資産	219	186	201	196	218
	法人	土地	159	173	163	160	153
		家屋	15	14	44	16	16
		償却資産	495	512	561	523	536
	計	土地	10,131	10,061	10,006	9,936	9,760
		家屋	1,205	1,211	1,210	1,147	1,119
		償却資産	714	698	762	719	754
合計	個人	土地	26,982	26,907	26,818	26,735	26,564
		家屋	18,892	18,913	18,861	18,786	18,732
		償却資産	502	506	517	524	549
	法人	土地	763	802	815	846	865
		家屋	608	623	628	641	650
		償却資産	1,106	1,131	1,155	1,188	1,220
	計	土地	27,745	27,709	27,633	27,581	27,429
		家屋	19,500	19,536	19,489	19,427	19,382
		償却資産	1,608	1,637	1,672	1,712	1,769

出典 概要調書第1表、第21表、第69表

※償却資産

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと

※免税点

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限のこと。

(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(2) 都市計画税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度			1	2	3	4	5
免税点 以上	個人	土地	8,385	8,419	8,407	8,418	8,452
		家屋	8,683	8,715	8,739	8,734	8,753
	法人	土地	335	346	349	365	374
		家屋	352	363	346	371	373
	計	土地	8,720	8,765	8,756	8,783	8,826
		家屋	9,035	9,078	9,085	9,105	9,126
免税点 未満	個人	土地	1,654	1,634	1,669	1,671	1,630
		家屋	395	391	376	358	347
	法人	土地	47	49	48	47	45
		家屋	2	2	6	3	3
	計	土地	1,701	1,683	1,717	1,718	1,675
		家屋	397	393	382	361	350
合計	個人	土地	10,039	10,053	10,076	10,089	10,082
		家屋	9,078	9,106	9,115	9,092	9,100
	法人	土地	382	395	397	412	419
		家屋	354	365	352	374	376
	計	土地	10,421	10,448	10,473	10,501	10,501
		家屋	9,432	9,471	9,467	9,466	9,476

出典 概要調書第52表

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

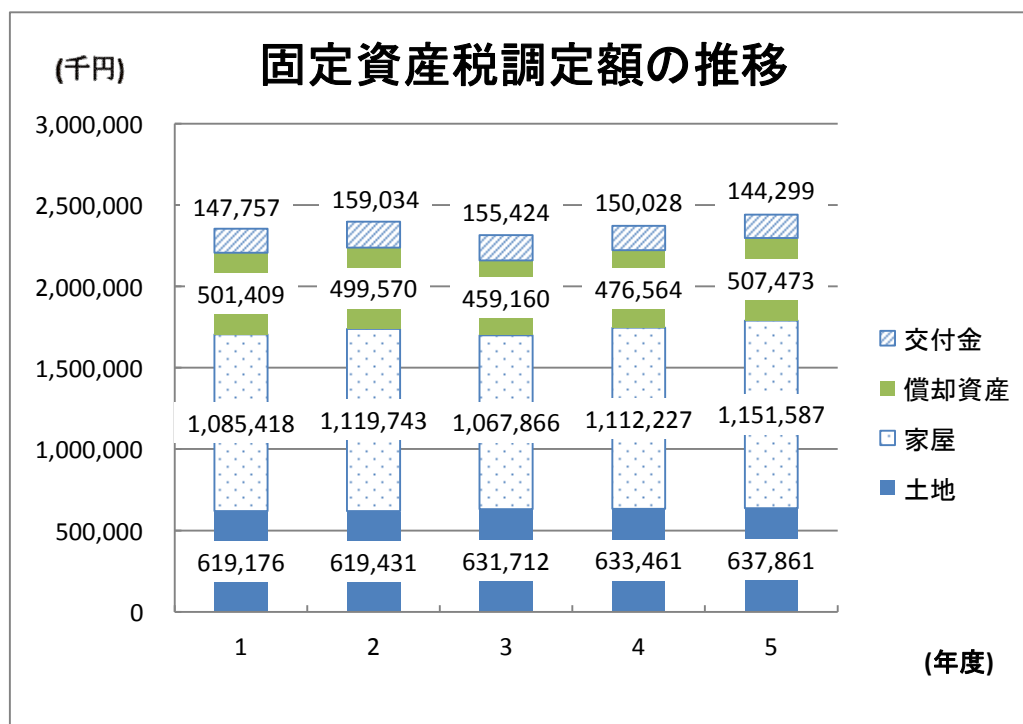
(各年度4月1日現在、単位：千円)

年度 区分		1	2	3	4	5
固定資産税	土地	619,176	619,431	631,712	633,461	637,861
	家屋	1,085,418	1,119,743	1,067,866	1,112,227	1,151,587
	償却資産	501,409	499,570	459,160	476,564	507,473
	小計	2,206,003	2,238,744	2,158,738	2,222,252	2,296,921
交付金		147,757	159,034	155,424	150,028	144,299
合計		2,353,760	2,397,778	2,314,162	2,372,280	2,441,220

出典 更正集計表

※交付金

「(14) 国有資産等所在市町村交付金」を参照。

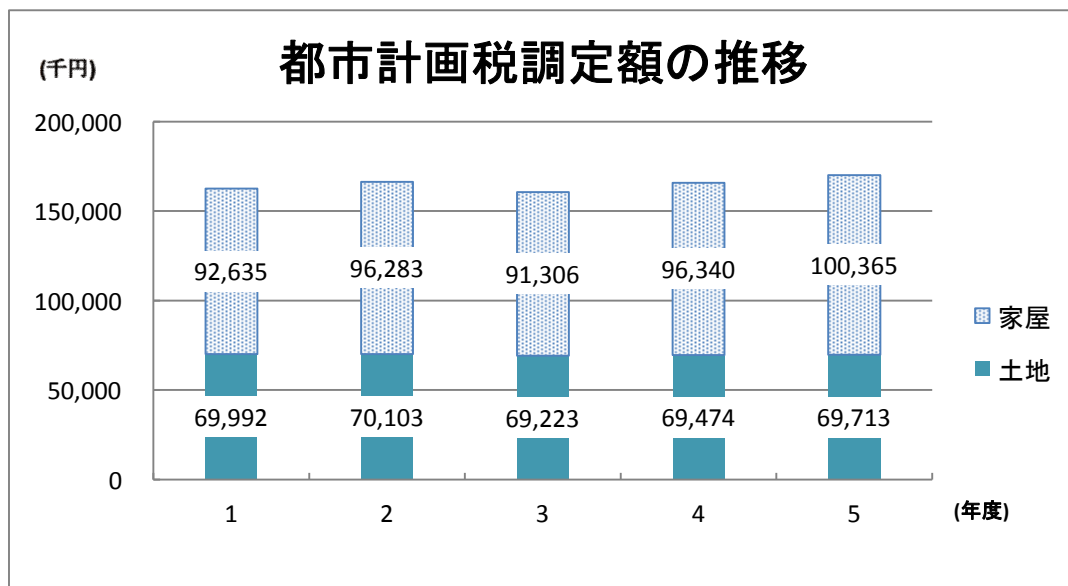


(4) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度4月1日現在、単位：千円)

年度 区分	1	2	3	4	5
土地	69,992	70,103	69,223	69,474	69,713
家屋	92,635	96,283	91,306	96,340	100,365
合計	162,627	166,386	160,529	165,814	170,078

出典 更正集計表



(5) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和5年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
土地	17,669	147,979	164,370,880	102,858,688	45.7
家屋	18,263	50,399	4,531,509	84,231,986	37.5
償却資産	1,015	－	－	37,818,321	16.8
市評価分	1,009	－	－	24,926,936	11.1
国・県配分	6	－	－	12,891,385	5.7
合計	36,947	198,378	168,902,389	224,908,995	100.0

出典 概要調書第1～2表、第21～22表、第69～70表

※決定価格

固定資産税を課税するために決定した価格（固定資産税評価額）。

※償却資産 市評価分

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき市が評価したもの。

※償却資産 国・県配分

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき市に配分したもの。

(6) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和5年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
土地	8,826	25,001	12,679,000	62,072,942	55.0
家屋	9,126	20,140	1,968,397	50,834,536	45.0
合計	17,952	45,141	14,647,397	112,907,478	100.0

出典 概要調書第52～54表

(7) 土地・地目別集計表

(令和5年4月1日現在、免税点以上、単位：筆、㎡、千円)

地目 \ 区分		筆数	地積	決定価格
田		20,237	21,812,277	2,367,865
畑		28,813	43,209,981	2,046,991
宅地	住宅用地	43,293	11,770,278	61,133,495
	非住宅用地	6,875	6,159,759	26,510,280
	計	50,168	17,930,037	87,643,775
池沼		55	36,210	8,322
山林		33,450	69,020,031	2,071,692
原野		10,403	8,391,298	126,940
雑種地		4,763	3,335,214	8,567,557
その他（牧場等）		90	635,832	25,546
合計		147,979	164,370,880	102,858,688

出典 概要調書第2表

(8) 木造家屋・種類別集計表

(令和5年4月1日現在、免税点以上、単位：棟、㎡、千円)

種類 \ 区分		棟数	床面積	決定価格
住宅	専用	25,230	2,120,541	41,002,189
	共同・寄宿舍	177	53,790	2,176,705
	併用	897	72,201	930,832
	計	26,304	2,246,532	44,109,726
旅館・料亭・ホテル		111	5,382	67,297
事務所・銀行・店舗		698	49,066	1,101,707
劇場・映画館・病院		19	2,824	92,776
工場・倉庫		210	26,677	214,472
土蔵		2	131	313
附属家		13,927	622,729	1,869,301
合計		41,271	2,953,341	47,455,592

出典 概要調書第24表

(9) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和5年4月1日現在、免税点以上、単位：棟、㎡、千円)

種類 \ 区分	棟数	床面積	決定価格
事務所・銀行・店舗・百貨店	991	266,731	10,326,840
住宅・共同住宅	1,116	178,475	6,248,184
病院・ホテル	123	111,589	8,672,895
工場・倉庫・市場	2,717	659,982	8,909,388
その他	4,181	361,391	2,619,087
合計	9,128	1,578,168	36,776,394

出典 概要調書第25～30表

(10) 新增築家屋棟数の推移

(各年度4月1日現在、単位：棟)

年度 \ 区分		1	2	3	4	5
木造	新築	171	198	145	167	145
	増築	12	13	9	5	9
	計	183	211	154	172	154
木造以外	新築	45	36	31	20	40
	増築	2	4	0	0	1
	計	47	40	31	20	41
合計	新築	216	234	176	187	185
	増築	14	17	9	5	10
	計	230	251	185	192	195

出典 概要調書第31～32表

(11) 減少分家屋棟数の推移

(各年度4月1日現在、単位：棟)

年度 \ 区分	1	2	3	4	5
木造	361	403	313	432	455
木造以外	101	82	60	91	76
合計	462	485	373	523	531

出典 概要調書第33～34表

(12) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和5年4月1日現在、単位：千円)

種類		区分	決定価格	課税標準額	
					うち公益事業等特例分
市 評 価 分		構築物	6,067,947	5,762,507	375,853
		機械及び装置	15,268,742	14,898,808	71,467
		船舶	53	53	0
		航空機	0	0	0
		車両及び運搬具	29,199	29,199	0
		工具・器具・備品	3,560,995	3,523,972	19,903
		計	24,926,936	24,214,539	467,223
国・県配分			12,891,385	12,887,209	-
合計			37,818,321	37,101,748	467,223

出典 概要調書第70表

(13) 都市計画税の充当状況

(単位：千円、%)

年度			1 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算)	5 (予算)
区分							
都市計画事業費等		街路	0	0	7	48,429	389,187
		公園	19,324	24,000	32,286	112,102	1,023,412
		下水道	297,374	241,508	131,209	225,957	313,735
		その他	36,957	28,836	120,967	4,724	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
	都市計画事業 計 A	353,655	294,344	284,469	391,212	1,726,334	
	土地区画整理事業 B	0	0	0	0	0	
	地方債償還額 C	609,372	556,292	560,645	500,243	456,430	
	合計 (A+B+C) D	963,027	850,636	845,114	891,455	2,182,764	
Dの財源内訳	地方債 E	218,200	149,400	172,700	168,500	812,800	
	支出金 F	132,900	111,648	79,310	130,453	813,305	
	負担金その他 G	11	7,592	8,395	4,526	5,913	
	都市計画税収入額 H	162,691	165,996	160,596	165,391	165,363	
	減収補填特別交付金 (令和3年度のみ) I			2,884			
	一般財源等 J D－(E+F+G+H+I)	449,225	416,000	421,229	422,585	385,383	
	合 計 K	963,027	850,636	845,114	891,455	2,182,764	
充当割合 $\frac{H+I}{H+I+J}$ L		26.6	28.5	28.0	28.1	30.0	

出典 都市計画税の課税状況等の調

(注) 充当割合は、「都市計画事業費等」に充当された一般財源のうち、都市計画税が占める割合（減収補填特別交付金を含む）。

$$\text{充当割合 } L = \frac{\text{都市計画税収入額 } H + I}{\text{都市計画事業費等に充当された一般財源 } H + I + J} \times 100$$

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和5年4月1日現在 単位：千円)

所有者	区分	固定資産の価格	算定標準額	調定額
九州森林管理局		4,476,282	4,468,475	62,558
農林水産省		59,922	23,042	323
宮崎市上下水道局		3,033,135	2,304,301	32,260
九州財務局		37,329	13,775	193
宮崎県企業局		3,197,529	3,197,528	44,765
宮崎県		960,440	299,982	4,200
合計		11,764,637	10,307,103	144,299

※国有資産等所在市町村交付金

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金のこと。

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和5年4月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	塚田 徳義	令和3年5月10日 ～ 令和6年5月9日
委員	瀬戸山 雅光	令和3年5月10日 ～ 令和6年5月9日
委員	椎屋 三八子	令和3年5月10日 ～ 令和6年5月9日

※固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置される委員会のこと。

This image shows a single sheet of white paper with rounded corners. At the top center, there is a header area containing the text "- MEMO -". Below this header, the page is filled with horizontal ruling lines, providing space for writing. The lines are evenly spaced and extend across most of the width of the page.

4． 諸税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

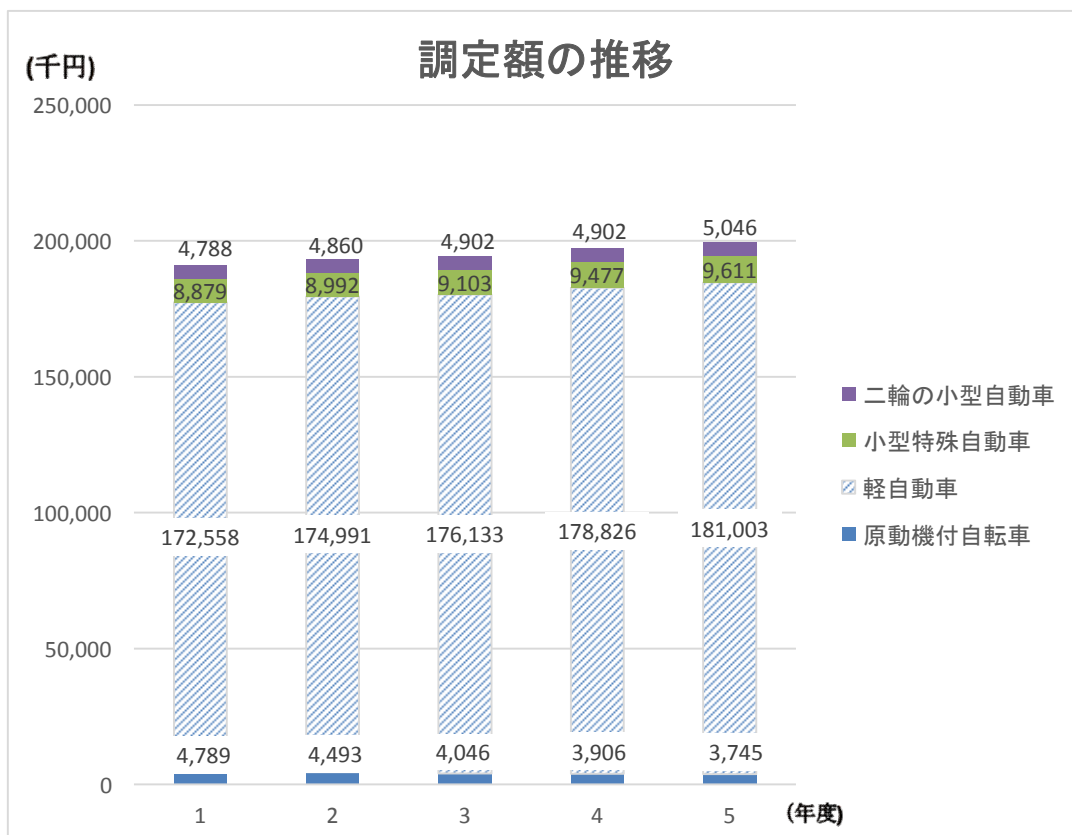
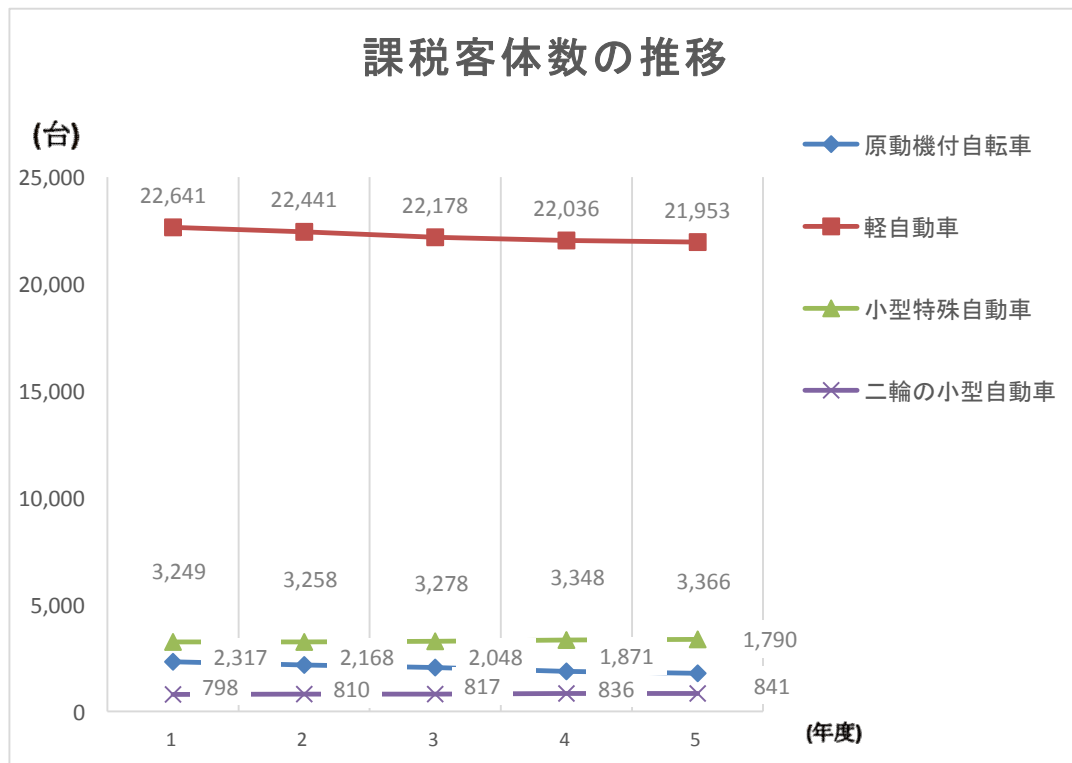
■ 現年度課税分

(各年度7月1日現在 単位：台、千円)

年度			1		2		3		4		5			
台数・調定額			台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
原動機付自転車	50cc以下		1,788	3,576	1,664	3,328	1,557	3,114	1,470	2,940	1,396	2,792		
	50cc超90cc以下		97	194	99	198	102	204	106	212	102	204		
	90cc超		252	605	253	607	257	617	260	624	255	612		
	ミニカー		31	118	32	118	30	111	35	130	37	137		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		559	2,012	548	1,973	567	2,041	593	2,135	586	2,110		
	軽三輪	旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		新税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		重課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		25%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	四輪	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				新税率	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
				重課	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				25%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用	自家用	旧税率	7,515	54,108	6,558	47,218	5,809	41,825	5,065	36,468	4,313	31,054
				新税率	2,242	24,214	2,926	31,601	3,653	39,452	4,579	49,453	5,197	56,128
				重課	3,626	46,775	3,721	48,001	3,700	47,730	3,779	48,749	3,824	49,330
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	18	49
				50%軽課	134	724	120	648	43	232	0	0	0	0
				25%軽課	316	2,560	422	3,418	372	3,013	0	0	0	0
		貨物	営業用	旧税率	28	84	23	69	16	48	15	45	13	39
				新税率	17	65	21	80	22	84	27	103	30	114
				重課	16	72	14	63	19	86	16	72	17	77
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				25%軽課	3	9	0	0	1	3	0	0	0	0
			自家用	旧税率	2,946	11,784	2,524	10,096	2,192	8,768	1,914	7,656	1,595	6,380
				新税率	1,187	5,935	1,504	7,520	1,809	9,045	2,144	10,720	2,441	12,205
				重課	4,007	24,042	4,033	24,198	3,954	23,724	3,903	23,418	3,917	23,502
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				50%軽課	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0
				25%軽課	44	167	26	99	19	72	0	0	0	0
	雪上車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小型特殊自動車	農耕作業用	2,940	7,056	2,923	7,015	2,925	7,020	2,936	7,046	2,928	7,027			
	その他	309	1,823	335	1,977	353	2,083	412	2,431	438	2,584			
二輪の小型自動車			798	4,788	810	4,860	817	4,902	836	5,016	841	5,046		
合計			28,856	190,718	28,557	193,094	28,219	194,184	28,091	197,225	27,950	199,405		
前年比					99.0	101.2	98.8	100.6	99.5	101.6	99.5	101.1		

出典 課税状況調_第33表 軽自動車税（種別割）に関する調

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び課税本数の推移

(各年度実績、単位：千円、千本、%)

年度 区分		30	1	2	3	4
調定額		353,441	355,642	334,001	361,124	384,140
対前年比		98.9	100.6	93.9	108.1	106.4
課税本数		66,177	63,027	57,016	57,416	58,629
旧3級品以外		62,499	61,190	57,016	57,416	58,629
旧3級品		3,678	1,837			
対前年比		95.0	95.2	90.5	100.7	102.1
税率	旧3級品以外 (加熱式たばこ、 葉巻たばこ含む)	平成18年7月1日 から 平成22年9月30日 まで 3,298円/千本				
		平成22年10月1日 から 平成25年3月31日 まで 4,618円/千本				
		平成25年4月1日 から 平成30年9月30日 まで 5,262円/千本				
		平成30年10月1日 から 令和2年9月30日 まで 5,692円/千本				
		令和2年10月1日 から 令和3年9月30日 まで 6,122円/千本				
		令和3年10月1日 から 6,552円/千本				
	旧3級品 (下記対象銘柄) わかば エコ ゴールデンバット しんせい うるま バイオレット	平成18年7月1日 から 平成22年9月30日 まで 1,564円/千本				
		平成22年10月1日 から 平成25年3月31日 まで 2,190円/千本				
		平成25年4月1日 から 平成28年3月31日 まで 2,495円/千本				
		平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで 2,925円/千本				
		平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで 3,355円/千本				
		平成30年4月1日 から 令和元年9月30日 まで 4,000円/千本				

出典 税務課独自作成のたばこ税システム(エクセル)からのデータ抽出

※手持ち品課税分を除く。

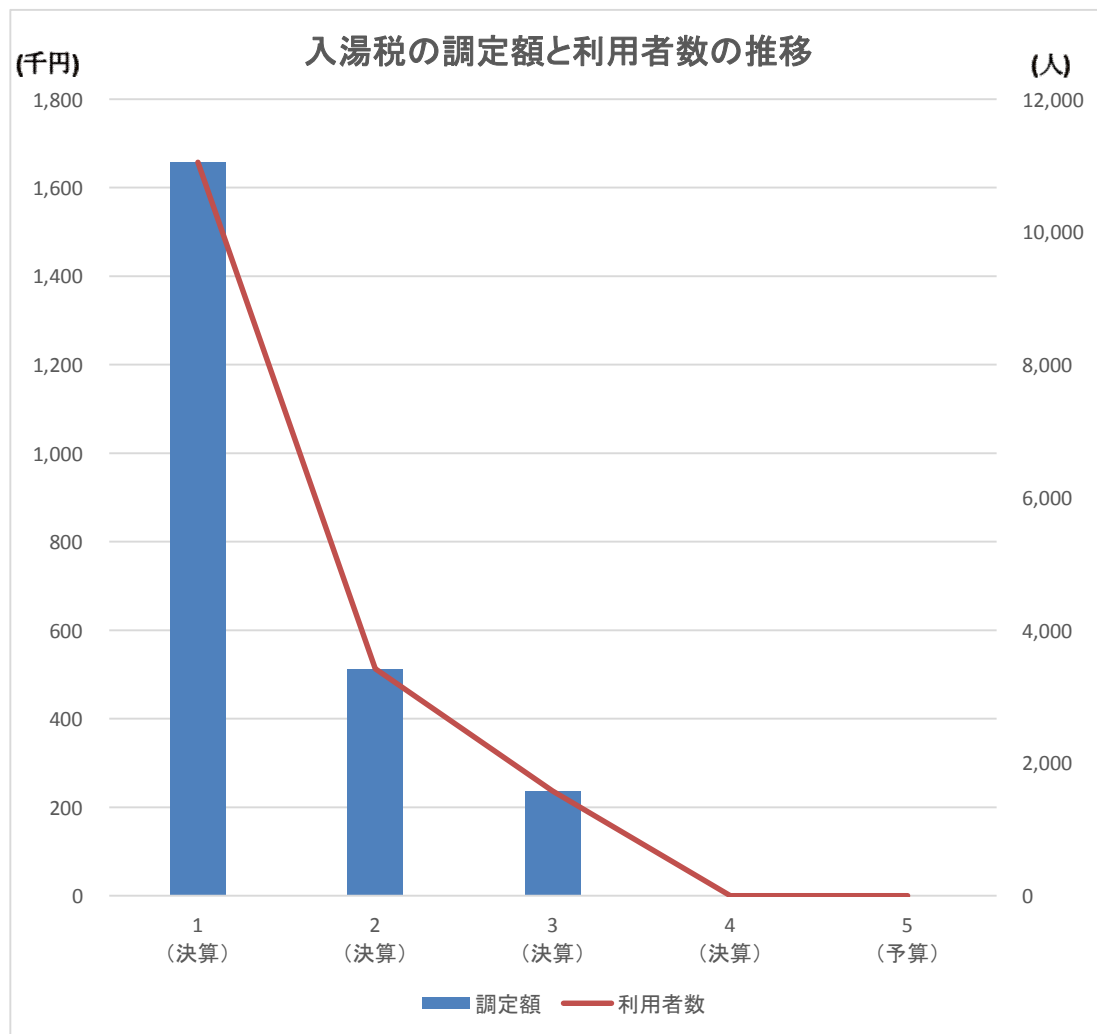
※旧3級品に係る特例税率については平成27年度税制改正により、段階的に廃止され令和元年10月1日以降は旧3級品以外と同率となった。

(4) 入湯税の調定額及び充当状況

(単位：千円、人)

区分 \ 年度		1 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算)	5 (予算)
調定額		1,658	513	237	0	0
利用者数		11,050	3,421	1,580	0	0
充当額	環境衛生施設の整備	0	513	0	0	0
	観光振興	1,658	0	237	0	0
	合計	1,658	513	237	0	0

出典 入湯税の使途状況等に関する調査より入湯税充当に関する調



This image shows a single sheet of white paper with rounded corners. At the top center, there is a header area containing the text "- MEMO -". Below this header, the page is filled with horizontal ruling lines, spaced evenly apart. The lines are thin and light gray or blue. The entire sheet is framed by a dark border, which appears to be the edge of the paper or a frame.

5. 徵收

(1) 市税決算額

年度			30			1		
税目・区分			調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
現年課税分	市民税	個人	1,534,652	1,525,976	99.4	1,572,391	1,543,956	98.2
		法人	337,603	336,389	99.6	306,886	306,272	99.8
		計	1,872,255	1,862,365	99.5	1,879,277	1,850,228	98.5
	固定資産税	固定資産税	2,176,341	2,139,257	98.3	2,208,694	2,174,584	98.5
		交付金	149,904	149,904	100.0	147,757	147,757	100.0
		計	2,326,245	2,289,161	98.4	2,356,451	2,322,341	98.6
	軽自動車税	種別割	187,737	183,563	97.8	190,587	187,046	98.1
		環境性能割	-	-	-	1,862	1,862	100.0
		計	187,737	183,563	97.8	192,449	188,908	98.2
	市たばこ税		354,873	354,873	100.0	355,689	355,689	100.0
	入湯税		1,531	1,531	100.0	1,658	1,658	100.0
	都市計画税		160,795	158,715	98.7	162,607	160,832	98.9
	計		4,903,436	4,850,208	98.9	4,948,131	4,879,656	98.6
	滞納繰越分	市民税	個人	72,566	27,178	37.5	50,211	23,878
法人			2,689	430	16.0	3,035	1,588	52.3
計			75,255	27,608	36.7	53,246	25,466	47.8
固定資産税		171,900	37,280	21.7	159,292	32,298	20.3	
軽自動車税 (種別割)		12,060	4,169	34.6	11,065	3,996	36.1	
都市計画税		10,717	2,599	24.3	9,419	1,860	19.7	
計		269,932	71,656	26.5	233,022	63,620	27.3	
合計			5,173,368	4,921,864	95.1	5,181,153	4,943,276	95.4

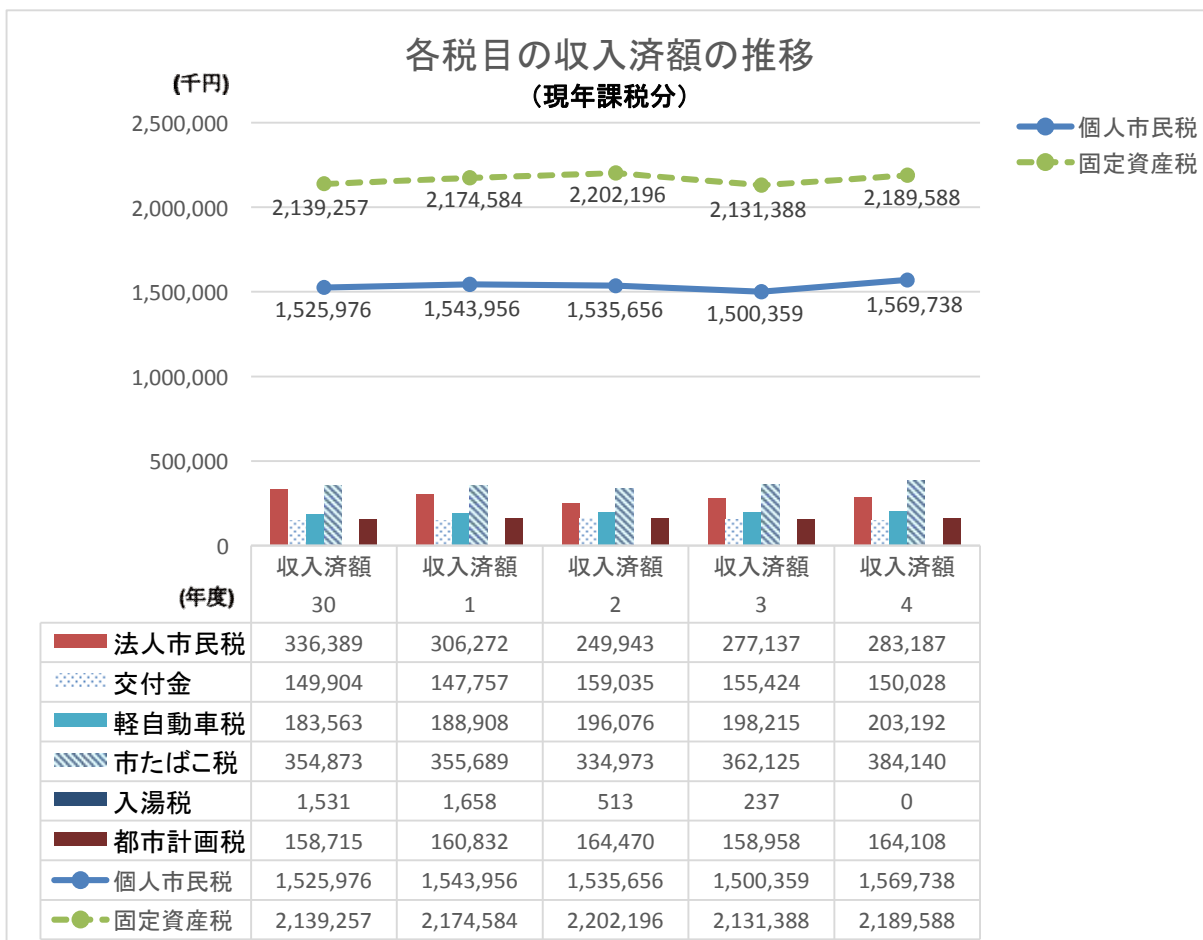
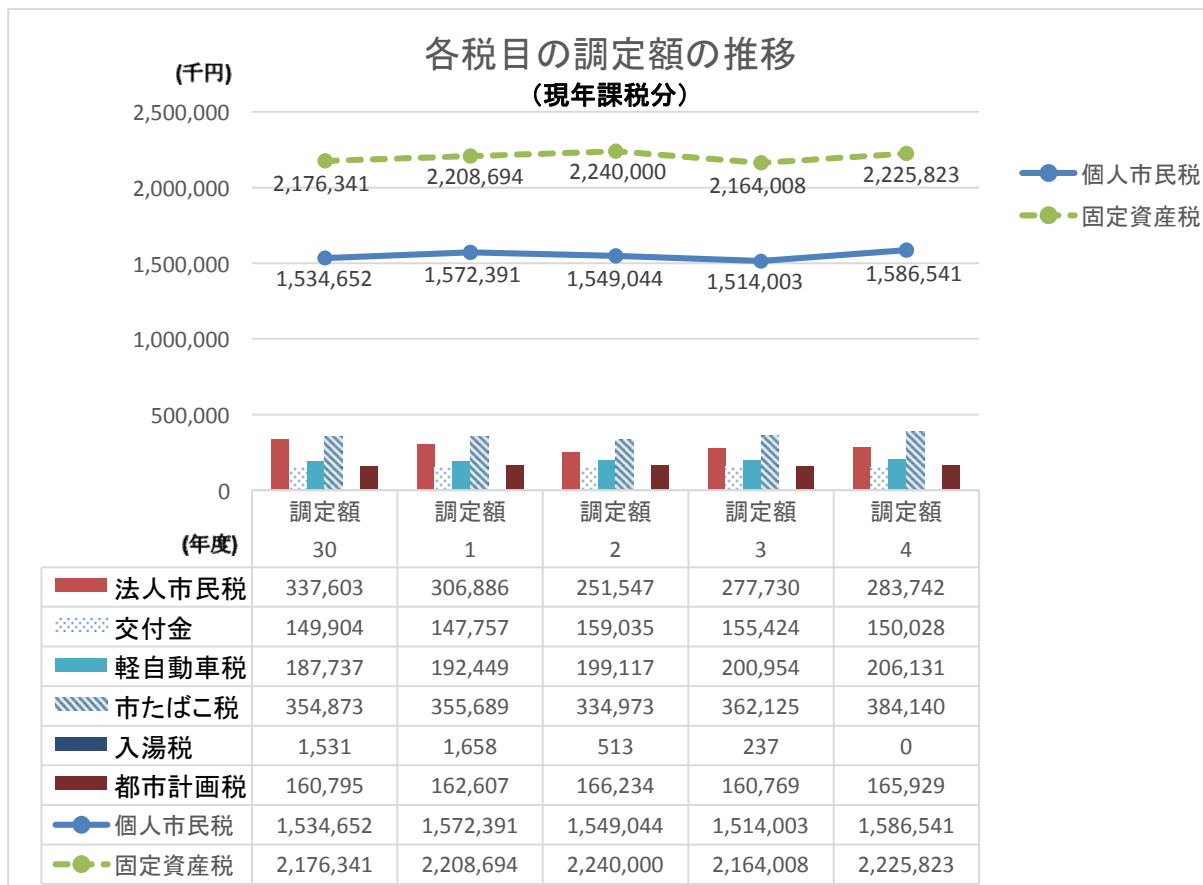
※調定額及び収入済額は、「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づく。

※「収入済額」には「還付未済額」を含む。

(単位：千円、%)

2			3			4		
調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
1,549,044	1,535,656	99.1	1,514,003	1,500,359	99.1	1,586,541	1,569,738	98.9
251,547	249,943	99.4	277,730	277,137	99.8	283,742	283,187	99.8
1,800,591	1,785,599	99.2	1,791,733	1,777,496	99.2	1,870,283	1,852,925	99.1
2,240,000	2,202,196	98.3	2,164,008	2,131,388	98.5	2,225,823	2,189,588	98.4
159,035	159,035	100.0	155,424	155,424	100.0	150,028	150,028	100.0
2,399,035	2,361,231	98.4	2,319,432	2,286,812	98.6	2,375,851	2,339,616	98.5
193,071	190,030	98.4	194,167	191,428	98.6	197,190	194,251	98.5
6,046	6,046	100.0	6,787	6,787	100.0	8,941	8,941	100.0
199,117	196,076	98.5	200,954	198,215	98.6	206,131	203,192	98.6
334,973	334,973	100.0	362,125	362,125	100.0	384,140	384,140	100.0
513	513	100.0	237	237	100.0	0	0	-
166,234	164,470	98.9	160,769	158,958	98.9	165,929	164,108	98.9
4,900,463	4,842,862	98.8	4,835,250	4,783,843	98.9	5,002,334	4,943,981	98.8
51,776	17,146	33.1	46,115	16,342	35.4	38,445	14,472	37.6
1,961	567	28.9	2,948	1,193	40.5	1,507	105	7.0
53,737	17,713	33.0	49,063	17,535	35.7	39,952	14,577	36.5
143,728	26,421	18.4	142,495	29,508	20.7	125,205	22,648	18.1
10,215	3,170	31.0	9,527	3,147	33.0	8,048	3,139	39.0
8,621	1,526	17.7	7,909	1,638	20.7	6,466	1,283	19.8
216,301	48,830	22.6	208,994	51,828	24.8	179,671	41,647	23.2
5,116,764	4,891,692	95.6	5,044,244	4,835,671	95.9	5,182,005	4,985,628	96.2

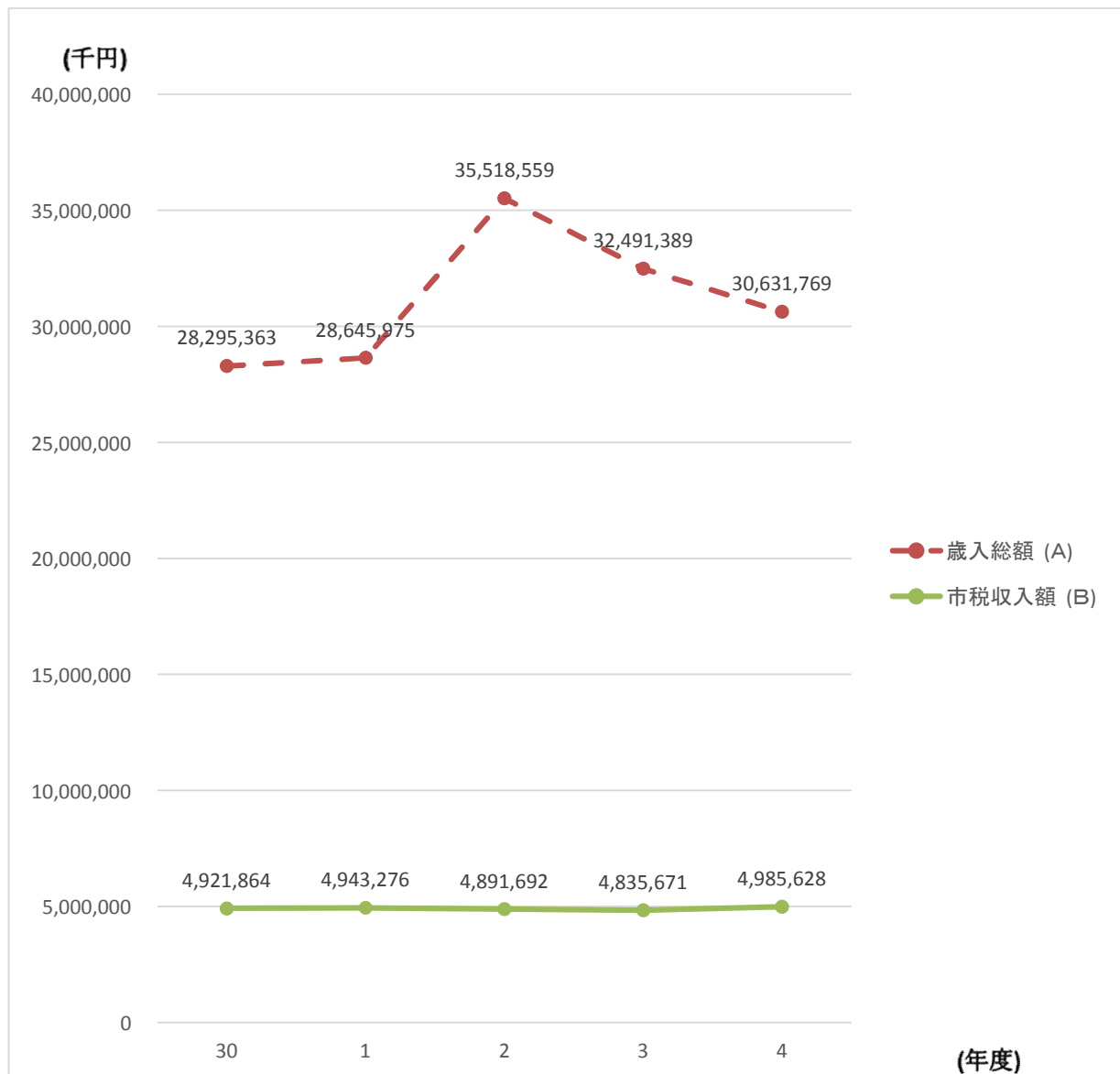
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

(単位：千円、%)

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
歳入総額 (A)	28,295,363	28,645,975	35,518,559	32,491,389	30,631,769
市税収入額 (B)	4,921,864	4,943,276	4,891,692	4,835,671	4,985,628
歳入総額に占める 市税の割合 (B/A)	17.4	17.3	13.8	14.9	16.3



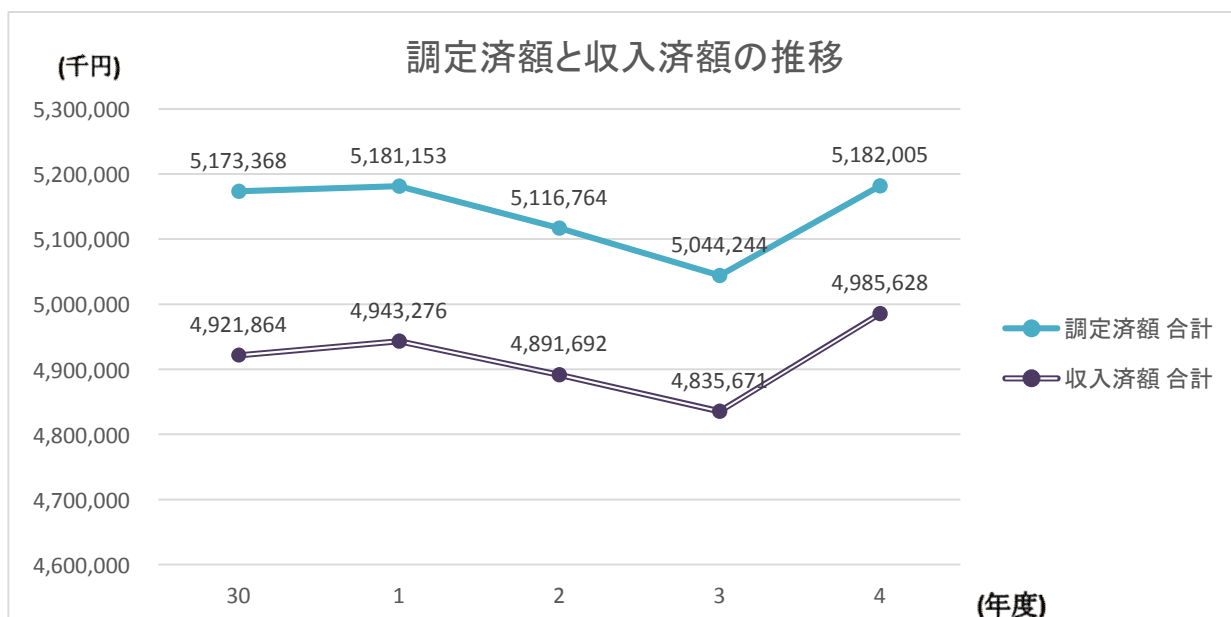
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

(単位：千円、%)

区分 \ 年度		30	1	2	3	4
調定 済額	現年度課税分 A	4,903,436	4,948,131	4,900,463	4,835,250	5,002,334
	滞納繰越分 B	269,932	233,022	216,301	208,994	179,671
	合計 C	5,173,368	5,181,153	5,116,764	5,044,244	5,182,005
	Cのうち徴収猶予 D	0	0	14,466	929	0
	Dのうち現年度課税分	0	0	14,416	0	0
収入 済額	現年度課税分 E	4,850,208	4,879,656	4,842,862	4,783,843	4,943,981
	滞納繰越分 F	71,656	63,620	48,830	51,828	41,647
	合計 G	4,921,864	4,943,276	4,891,692	4,835,671	4,985,628
不納欠損額 H		17,221	20,232	11,023	25,635	21,082
収入未済額 (C - G - H) I		234,283	217,645	214,049	182,938	175,295
徴収 率	現年度課税分 (E/A)	98.9	98.6	98.8	98.9	98.8
	滞納繰越分 (F/B)	26.5	27.3	22.6	24.8	23.2
	合計 (G/C)	95.1	95.4	95.6	95.9	96.2

※調定額及び収入済額は「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づく。

※「収入済額」には「還付未済額」を含む。



(5) 納税方法の状況

(単位：件)

税目	方法	30	1	2	3	4
固定資産税・都市計画税	口座振替	40,748	40,449	40,050	39,113	38,459
	銀行	15,748	26,867	13,897	13,983	11,816
	窓口	8,100	6,827	7,006	5,077	6,702
	郵便	4,148	3,952	4,232	4,190	4,078
	コンビニ	18,728	20,464	22,960	24,159	25,315
	アプリ	-	54	103	1,615	1,736
	嘱託	1,468	1,538	1,286	1,422	1,673
	共通納税	-	-	-	-	8
	計	88,940	100,151	89,534	89,559	89,787
軽自動車税（種別割）	口座振替	4,855	4,770	4,624	4,621	4,535
	銀行	7,264	11,245	6,440	6,075	5,550
	窓口	3,303	3,219	2,723	2,091	2,167
	郵便	1,466	1,402	1,425	1,278	1,203
	コンビニ	11,327	11,898	12,767	12,772	13,045
	アプリ	-	29	68	861	786
	嘱託	401	488	203	181	441
	共通納税	-	-	-	-	1
	計	28,616	33,051	28,250	27,879	27,728
市県民税（普通徴収）	口座振替	5,063	5,292	4,868	4,408	4,555
	銀行	2,531	5,470	2,180	1,669	1,114
	窓口	2,481	2,246	1,849	1,765	2,312
	郵便	735	802	616	665	613
	コンビニ	6,062	6,703	6,949	6,466	6,729
	アプリ	-	29	49	488	545
	嘱託	527	509	383	444	422
	計	17,399	21,051	16,894	15,905	16,290
合計	口座振替	50,666	50,511	49,542	48,142	47,549
	銀行	25,543	43,582	22,517	21,727	18,480
	窓口	13,884	12,292	11,578	8,933	11,181
	郵便	6,349	6,156	6,273	6,133	5,894
	コンビニ	36,117	39,065	42,676	43,397	45,089
	アプリ	-	112	220	2,964	3,067
	嘱託	2,396	2,535	1,872	2,047	2,536
	共通納税	-	-	-	-	9
	計	134,955	154,253	134,678	133,343	133,805

※銀行：郵便局を除く金融機関 窓口：税務課及び差押え等 郵便：郵便局の窓口 コンビニ：コンビニエン

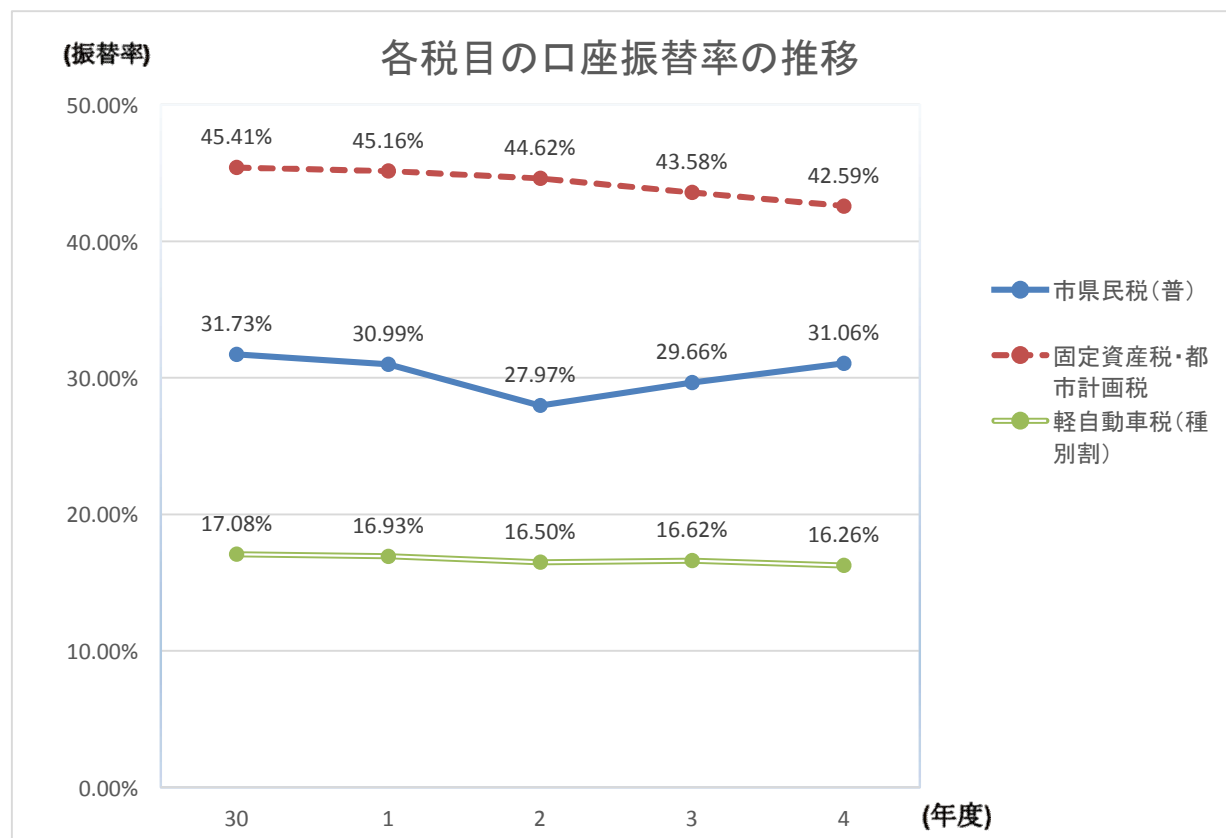
ストア窓口 アプリ：PayB、PayPay 嘱託：徴収嘱託員 共通納税：地方統一QRコードを利用した納付

※コンビニ納付は平成27年度開始、アプリ納付は平成31（令和元）年度開始、共通納税納付は令和5年度開始

(6) 口座振替利用状況

(単位：人、件、%)

区分	税目 \ 年度	30	1	2	3	4
納税義務者	市県民税（普）	5,497	5,830	5,841	5,071	4,730
	固定資産税・都市計画税	23,225	23,193	23,173	23,138	23,134
	軽自動車税（種別割）	29,511	29,231	29,245	28,624	28,548
	合計	58,233	58,254	58,259	56,833	56,412
振替件数	市県民税（普）	1,744	1,807	1,634	1,504	1,469
	固定資産税・都市計画税	10,546	10,474	10,340	10,083	9,852
	軽自動車税（種別割）	5,041	4,950	4,825	4,756	4,642
	合計	17,331	17,231	16,799	16,343	15,963
振替加入率	市県民税（普）	31.73	30.99	27.97	29.66	31.06
	固定資産税・都市計画税	45.41	45.16	44.62	43.58	42.59
	軽自動車税（種別割）	17.08	16.93	16.50	16.62	16.26
	合計	29.76	29.58	28.84	28.76	28.30



(7) コンビニ収納状況

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		30	1	2	3	4
市県民税（普）	件数	6,062	6,703	6,949	6,466	6,729
	金額	120,200	138,561	135,891	134,147	149,454
固定資産税・都市計画税	件数	18,728	20,464	22,960	24,159	25,315
	金額	234,927	259,416	298,928	306,079	331,590
軽自動車税（種別割）	件数	11,327	11,898	12,767	12,772	13,045
	金額	78,948	84,984	93,936	94,928	99,245
合計	件数	36,117	39,065	42,676	43,397	45,089
	金額	434,075	482,961	528,755	535,154	580,289

(8) 滞納処分状況（差押件数及び財産の換価金額）

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		30	1	2	3	4
債権	件数	402	672	322	367	419
	金額	18,167	22,957	15,090	14,033	13,968
不動産	件数	0	0	1	0	1
	金額	3,013	0	0	0	0
自動車	件数	0	0	0	2	0
	金額	0	0	0	89	0
動産	件数	3	6	4	2	4
	金額	294	209	143	3	51
合計	件数	405	678	327	371	424
	金額	21,474	23,166	15,233	14,125	14,019

※税額には、本税のほか督促手数料や延滞金等を含む。

※差押件数は対象年度に差押を執行した件数。

※換価金額は対象年度に換価した金額。

(9) 日曜納税相談窓口利用状況

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		30	1	2	3	4
日曜納税相談	利用者数	164	182	162	145	143
	納税相談数	42	51	38	36	28
	うち納税誓約数	14	13	8	10	9
	納税額	2,638	2,454	2,470	2,368	2,213
	納税誓約数（累計）	788	362	299	338	273
	単年度			80	112	67

出典 納税誓約数：徴収事務状況調査

(10) 督促状発付状況

種別 \ 年度・区分		30			1		
	期・月	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率
市県民税 (普通徴収)	1	5,465	1,012	18.5	5,319	1,005	18.9
	2	4,012	889	22.2	3,827	960	25.1
	3	4,045	922	22.8	3,725	882	23.7
	4	4,243	876	20.6	3,725	875	23.5
	計	17,765	3,699	20.8	16,596	3,722	22.4
市県民税 (特別徴収)	4	1,965	76	3.9	2,113	103	4.9
	5	1,970	83	4.2	2,109	97	4.6
	6	2,445	170	7.0	2,483	141	5.7
	7	2,330	142	6.1	2,350	109	4.6
	8	2,326	132	5.7	2,350	104	4.4
	9	2,318	124	5.3	2,350	94	4.0
	10	2,320	120	5.2	2,350	105	4.5
	11	2,333	112	4.8	2,365	102	4.3
	12	2,309	114	4.9	2,350	101	4.3
	1	2,302	137	6.0	2,350	98	4.2
	2	2,296	113	4.9	2,350	99	4.2
	3	2,294	104	4.5	2,350	102	4.3
	計	27,208	1,427	5.2	27,870	1,255	4.5
固定資産税・ 都市計画税	1	23,062	3,823	16.6	23,000	3,482	15.1
	2	22,849	3,093	13.5	22,801	3,032	13.3
	3	22,845	3,572	15.6	22,799	3,080	13.5
	4	22,838	2,550	11.2	22,799	2,482	10.9
	計	91,594	13,038	14.2	91,399	12,076	13.2
軽自動車税 (種別割)	全	29,123	4,010	13.8	28,657	3,870	13.5
法人市民税	4	89	2	2.2	99	5	5.1
	5	245	11	4.5	241	6	2.5
	6	185	4	2.2	161	5	3.1
	7	134	12	9.0	149	5	3.4
	8	133	4	3.0	126	7	5.6
	9	105	12	11.4	103	3	2.9
	10	115	7	6.1	124	3	2.4
	11	224	4	1.8	212	6	2.8
	12	93	2	2.2	72	5	6.9
	1	56	3	5.4	59	4	6.8
	2	86	2	2.3	147	3	2.0
	3	79	1	1.3	71	0	0.0
	計	1,544	64	4.1	1,564	52	3.3

(単位：人、件、%)

	2			3			4		
期・月	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率
1	5,180	774	14.9	4,993	800	16.0	4,825	694	14.4
2	3,899	728	18.7	3,598	661	18.4	3,874	691	17.8
3	3,919	837	21.4	3,647	789	21.6	3,819	695	18.2
4	4,077	808	19.8	3,820	712	18.6	3,952	720	18.2
計	17,075	3,147	18.4	16,058	2,962	18.4	16,470	2,800	17.0
4	2,112	79	3.7	2,169	71	3.3	2,379	101	4.2
5	2,107	89	4.2	2,171	56	2.6	2,384	85	3.6
6	2,498	124	5.0	2,556	127	5.0	2,599	137	5.3
7	2,371	109	4.6	2,434	111	4.6	2,449	119	4.9
8	2,369	104	4.4	2,428	102	4.2	2,441	116	4.8
9	2,365	78	3.3	2,427	103	4.2	2,446	100	4.1
10	2,360	95	4.0	2,423	102	4.2	2,448	105	4.3
11	2,375	88	3.7	2,440	100	4.1	2,459	107	4.4
12	2,357	97	4.1	2,419	98	4.1	2,433	98	4.0
1	2,346	100	4.3	2,410	83	3.4	2,416	99	4.1
2	2,340	81	3.5	2,402	92	3.8	2,408	94	3.9
3	2,340	77	3.3	2,397	97	4.0	2,396	94	3.9
計	27,940	1,121	4.0	28,676	1,142	4.0	29,258	1,255	4.3
1	22,974	3,325	14.5	22,881	2,919	12.8	22,944	2,886	12.6
2	22,762	2,633	11.6	22,685	2,790	12.3	22,752	2,755	12.1
3	22,767	2,784	12.2	22,694	2,650	11.7	22,751	2,743	12.1
4	22,770	2,318	10.2	22,711	2,224	9.8	22,754	2,237	9.8
計	91,273	11,060	12.1	90,971	10,583	11.6	91,201	10,621	11.6
全	28,545	2,906	10.2	28,214	3,049	10.8	28,074	2,963	10.6
4	93	4	4.3	91	4	4.4	97	4	4.1
5	244	7	2.9	256	8	3.1	258	7	2.7
6	173	5	2.9	168	1	0.6	171	4	2.3
7	128	4	3.1	125	5	4.0	146	8	5.5
8	140	2	1.4	131	2	1.5	130	6	4.6
9	102	3	2.9	104	2	1.9	112	2	1.8
10	101	3	3.0	108	4	3.7	102	3	2.9
11	235	0	0.0	238	5	2.1	252	6	2.4
12	66	4	6.1	68	2	2.9	71	5	7.0
1	68	2	2.9	63	8	12.7	63	5	7.9
2	89	2	2.2	96	5	5.2	93	5	5.4
3	78	0	0.0	84	0	0.0	85	6	7.1
計	1,517	36	2.4	1,532	46	3.0	1,580	61	3.9

(11) 徴収率・収納額の推移

(単位：円、%)

年度	予算現額 (千円)	調定額 A	収入額 B	不納欠損額 C	還付未済額 D	収入未済額 (A-B-C+D)	収納率 (B-D)÷A	収納率の 対前年比
22	4,272,626	4,915,948,873	4,409,433,762	45,853,586	0	460,661,525	89.70	
23	4,404,565	5,001,604,993	4,511,335,617	38,101,946	128,700	452,296,130	90.20	0.50
24	4,183,483	4,914,445,160	4,470,151,993	52,031,107	41,800	392,303,860	90.96	0.76
25	4,376,947	4,881,858,357	4,504,199,347	20,890,606	24,200	356,792,604	92.26	1.30
26	4,486,741	4,986,919,218	4,624,396,306	11,338,504	894,547	352,078,955	92.71	0.45
27	4,514,694	5,078,106,623	4,728,804,066	16,754,923	0	332,547,634	93.12	0.41
28	4,635,508	5,143,513,083	4,816,944,308	29,330,909	60,200	297,298,066	93.65	0.53
29	4,800,456	5,205,087,833	4,922,462,111	12,638,382	51,600	270,038,940	94.57	0.92
30	4,835,679	5,173,368,441	4,921,863,851	17,221,267	57,900	234,341,223	95.14	0.57
1	4,854,091	5,181,153,314	4,943,276,047	20,231,988	33,500	217,678,779	95.41	0.27
2	4,849,820	5,116,764,012	4,891,691,551	11,023,184	11,200	214,060,477	95.60	0.19
3	4,764,898	5,044,244,337	4,835,670,565	25,634,595	53,800	182,992,977	95.86	0.26
4	4,795,425	5,182,004,989	4,985,628,002	21,082,297	49,153	175,343,843	96.21	0.35

6. 各種交付金等

(1) 各種交付金等

(単位：千円)

種類 \ 年度	30	1	2	3	4
利子割交付金 (※1)	5,207	1,983	2,121	2,213	869
配当割交付金 (※2)	8,720	10,553	8,324	15,794	11,291
株式等譲渡所得割交付金 (※3)	9,971	5,669	10,033	16,132	9,125
法人事業税交付金 (※4)	-	-	27,185	60,637	74,240
地方消費税交付金 (※5)	890,833	829,285	1,015,341	1,097,456	1,118,725
(一般財源分)	519,486	484,808	478,047	494,041	506,195
(社会保障財源分)	371,347	344,477	537,294	603,415	612,530
ゴルフ場利用税交付金 (※6)	7,240	5,328	4,852	5,469	5,656
地方特例交付金 (※7)	20,812	26,715	32,683	30,142	26,630
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 (※8)	-	-	-	52,558	6,107

- ※1 貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて徴収される利子課税（税率20%、うち国税15%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、各市町村に交付されるもの。
- ※2 一定の上場株式等の配当などについて徴収される配当課税（税率20.315%、うち国税15.315%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、各市町村に交付されるもの。
- ※3 一定の特定口座における上場株式等譲渡所得などについて徴収される譲渡所得課税（20.315%、うち国税15.315%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、各市町村に交付されるもの。
- ※4 県税である法人事業税収入のうち、7.7%を各市町村ごとの従業者数で按分し、各市町村に交付されるもの。
- ※5 ○一般財源分
消費税（5%、うち国税4%・地方消費税1%）のうち、地方消費税分の50%を、各市町村ごとの人口及び従業者数の構成割合で按分し、各市町村に交付されるもの。
○社会保障財源分
消費税（5%、うち国税3.8%・地方消費税1.2%）のうち、地方消費税分の50%を、各市町村ごとの人口の構成割合で按分し、各市町村に交付されるもの。
- ※6 県税として徴収されるゴルフ場利用税のうち70%を、ゴルフ場利用税を納付したゴルフ場が所在する市町村に交付されるもの。
- ※7 ○住宅借入金等特別税額控除分
所得税（国税）から控除しきれなくなった住宅借入金等特別税額控除について、翌年度の市県民税（所得割）からも控除が受けられるため、その減収を補填するために交付されるもの。
○自動車税減収補填分・軽自動車税減収補填分（令和元年10月～令和3年12月）
消費税率引上げに伴い、自動車税及び軽自動車税の環境性能割を1%軽減することによる減収を補填するために交付されるもの。
- ※8 新型コロナウイルスの影響により一定以上の減収となった事業者に対し、その事業者が所有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税を、令和3年度に限り減額する措置が取られたことによる減収を補填するために交付されるもの。
（令和4年度以降は、先端設備等に係る償却資産の減額分のみが交付される。）

7. 地籍調査

(1) 実績と計画 (第7次国土調査十箇年計画 令和2年度～令和11年度) No. 1

地区名	小字名
真方32	尾竜迫・柞別府・高山・北二原・瀬ノ口・上二原・杉藪
東方XⅡ-72③	三ノ宮・野首
真方44	中二原・東二原・木切倉・山澄・下二原・長者・田中・山宮・年神
北西方10の2合同	深草迫
真方10	山田・山田ヶ原
北西方11合同	水持迫
真方13	向江田・中水流・下水流
北西方12	八久保
北西方17	久津原・向江田・坂口
東方XⅣ-91①	寺地・西上藪・大迫・雲雀野
北西方Ⅰ-01	永久井野・黒仁田
真方15	坂元・堅田原・因幡塚
北西方13	黒仁田迫・狐ヶ迫
北西方14	勘ヶ山
北西方16	種子田・種子田原
真方16	東小林玉・小林玉・下ノ馬場・中嶋
北西方25	前原・有村・柚木山・水流・松ヶ尾
北西方36	木ヶ八重・岡原渡・岡原・岡原後・櫓ヶ迫
北西方37	西ノ迫
北西方48	菅田・七ツ山・釜土田
北西方15	中道・観請岡

※登記完了年度順

(令和5年7月1日現在 単位：％、筆、km²)

立会年度	立会率	閲覧年度	閲覧率	調査後 筆数	筆界 未定数	面積	登記送付 年度	登記完了 年度
平成25	—	平成26	—	—	—	—	令和2	令和2
令和2	94.7	令和2	91.5	247	3	0.40	令和2	令和2
平成26	—	平成27	—	—	—	—	令和2	令和2
平成28	—	平成29	—	—	—	—	令和2	令和2
平成29	—	平成30	—	—	—	—	令和2	令和2
平成29	—	平成30	—	—	—	—	令和2	令和2
平成30	—	平成31	—	175	0	0.28	令和2	令和2
平成30	—	平成31	—	282	0	0.93	令和2	令和2
平成31	—	令和2	98.9	422	0	0.58	令和3	令和3
令和2	90.9	令和2	73.6	681	0	1.03	令和2	令和3
令和2	95.8	令和2	74.4	524	2	0.78	令和3	令和3
平成31	—	令和2	66.4	1,076	0	0.55	令和3	令和4
令和3	96.3	令和3	70.9	392	0	0.58	令和3	令和4
令和3	95.7	令和3	77.1	326	0	0.73	令和3	令和4
令和2	97.3	令和3	89.4	590	2	0.74	令和4	令和4
令和2	95.6	令和3	90.5	414	12	0.40	令和4	令和4
令和4	98.4	令和4	91.5	872	0	1.65	令和4	令和5
令和5	—	令和5	—	—	—	—	令和5	令和5
令和4	99.2	令和4	90.2	414	0	0.69	令和4	令和5
令和5	—	令和5	—	—	—	—	令和5 (予定)	令和5 (予定)
令和3	91.0	令和4	86.8	645	7	1.06	令和5 (予定)	令和5 (予定)

※数値については、立会年度及び閲覧年度が令和2年度から令和4年度までの地区を掲載

(1) 実績と計画 (第7次国土調査十箇年計画 令和2年度～令和11年度) No. 2

地区名	小字名
真方17	北小林原・南小林原
真方14	小水口・内屋敷
北西方18	調練場・弓場成
北西方19	小桑ノ木・草葉・石氷
真方18・19	伊東塚前・星指・上ノ馬場・窪谷・海蔵・愛宕
北西方20	観請原・尾中原・穴水迫
細野 1	大王
北西方21	北牟田・牟田前
北西方22	北ノ原・東牟田・西牟田
細野 2・3	桜ヶ丘・桜ヶ丘飛び地・神ノ原・安影・牛塚
北西方23	楠原・猫坂
細野 4	宮之原・東宮ノ原
北西方24	三本松・橋谷
細野 5	夷守・竹山・石坂之下
北西方25・26	上入佐・横峯迫
細野 6	山中・今坊
東方XIV-91②	高塚・長迫・鶴戸丸・坂ノ下
北西方II-02①	西川窪・陣ノ尾・大平
北西方II-02②	東川窪

※登記完了年度順

(令和5年7月1日現在 単位：％、筆、km²)

立会年度	立会率	閲覧年度	閲覧率	調査後 筆数	筆界 未定数	面積	登記送付 年度	登記完了 年度
令和3	70.0	令和4	70.0	1,019	4	0.47	令和5 (予定)	令和5 (予定)
令和4	79.0	令和5	—	—	—	—	令和6 (予定)	令和6 (予定)
令和4	81.0	令和5	—	—	—	—	令和6 (予定)	令和6 (予定)
令和5	—	令和6 (予定)	—	—	—	—	令和7 (予定)	令和7 (予定)
令和5	—	令和7 (予定)	—	—	—	—	令和8 (予定)	令和8 (予定)
令和6 (予定)	—	令和7 (予定)	—	—	—	—	令和8 (予定)	令和8 (予定)
令和6 (予定)	—	令和7 (予定)	—	—	—	—	令和9 (予定)	令和9 (予定)
令和7 (予定)	—	令和8 (予定)	—	—	—	—	令和9 (予定)	令和9 (予定)
令和8 (予定)	—	令和9 (予定)	—	—	—	—	令和10 (予定)	令和10 (予定)
令和8 (予定)	—	令和9 (予定)	—	—	—	—	令和10 (予定)	令和10 (予定)
令和9 (予定)	—	令和10 (予定)	—	—	—	—	令和11 (予定)	令和11 (予定)
令和9 (予定)	—	令和10 (予定)	—	—	—	—	令和11 (予定)	令和11 (予定)
令和10 (予定)	—	令和11 (予定)	—	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和10 (予定)	—	令和11 (予定)	—	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和11 (予定)	—	令和12 (予定)	—	—	—	—	令和13 (予定)	令和13 (予定)
令和11 (予定)	—	令和12 (予定)	—	—	—	—	令和13 (予定)	令和13 (予定)
令和6 (予定)	—	令和6 (予定)	—	—	—	—	令和6 (予定)	令和6 (予定)
令和3	62.1	令和6 (予定)	—	—	—	—	令和6 (予定)	令和6 (予定)
令和3	73.0	令和6 (予定)	—	—	—	—	令和6 (予定)	令和6 (予定)

※数値については、立会年度及び閲覧年度が令和2年度から令和4年度までの地区を掲載

(2) 進捗率等の状況

(令和5年7月1日現在 単位：％、km²)

状況	年度	市全体 進捗率	旧小林市 進捗率	上段： 旧須木村 進捗率	年度別 実施面積	累計 実施面積	調査 残面積	上段： 進捗順 (県内九市)
				下段： 旧野尻町 進捗率				下段： 残面積順 (県内九市)
実績	2	77.0	60.1	100.0	1.03	187.46	55.86	2
				100.0				1
	3	77.7	61.3	100.0	1.65	189.11	54.21	2
				100.0				1
	4	78.2	62.2	100.0	1.27	190.38	52.94	2
				100.0				1
見込み	5	78.9	63.3	100.0	1.51	191.89	51.43	—
				100.0				—
	6	79.4	64.3	100.0	1.34	193.23	50.09	—
				100.0				—
	7	80.3	65.8	100.0	2.09	195.32	48.00	—
				100.0				—
	8	81.2	67.4	100.0	2.25	197.57	45.75	—
				100.0				—
	9	81.8	68.4	100.0	1.46	199.03	44.29	—
				100.0				—
	10	82.6	69.7	100.0	1.86	200.89	42.43	—
				100.0				—
	11	83.3	71.1	100.0	1.89	202.78	40.54	—
				100.0				—

出典 第7次国土調査十箇年計画（令和2年度～令和11年度）

8. その他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和5年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内容 (税率等)	納期限																														
個人		(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	均等割 <table><tr><td>市民税</td><td>県民税</td></tr><tr><td>年額3,500円</td><td>年額2,000円</td></tr></table>	市民税	県民税	年額3,500円	年額2,000円	(普通徴収) 第1期:6月末 第2期:8月末 第3期:10月末 第4期:1月末 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付) ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日																										
		市民税	県民税																															
年額3,500円	年額2,000円																																	
法人		(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割 <table><tr><td>法人等の区分</td><td>市内従業者</td><td>税額 (年額)</td></tr><tr><td>50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円を超え 50億円以下の法人</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円を超える法人</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円を超え 10億円以下の法人</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>1億円を超え 10億円以下の法人</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td><td>50人超</td><td>50,000円</td></tr></table> 資本金等の額	法人等の区分	市内従業者	税額 (年額)	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下	410,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円	1千万円以下の法人	50人超	120,000円	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人超	50,000円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
法人等の区分	市内従業者	税額 (年額)																																
50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																
10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円																																
10億円を超える法人	50人以下	410,000円																																
1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円																																
1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円																																
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円																																
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円																																
1千万円以下の法人	50人超	120,000円																																
1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人超	50,000円																																
市民税																																		

市税の税率及び納期等の一覧表 (令和5年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)		納期限
市民税	法人 (課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
	法人税割	資本金等の額が1億円を超える法人	令和元年10月1日以後に開始	
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	土地 家屋 償却資産	1.40%	第1期：4月末 第2期：7月末 第3期：9月末 第4期：12月25日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
	都市計画税	土地 家屋	0.20%	
		免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																				
	(納税義務者) ○ 製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）又は卸売販売業者	※税率は「4.（3）市たばこ税調定額及び売渡本数の推移」参照。 ■ 加熱式たばこの本数換算（重量及び小売定価を基に換算） 加熱式たばこの紙巻たばこの本数へ換算（A+B+C） A＝加熱式たばこ1箱当たりの重量（紙巻、フィルター等の重量を含む）×（Ⅰの率） B＝$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（紙巻、フィルター等の重量を除く）}}{0.4\text{ g}} \times 0.5 \times (\text{Ⅱの率})$ C＝$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格（Ⅲ）}} \times 0.5 \times (\text{Ⅱの率})$ <table><tr><td rowspan="5">加熱式たばこの紙巻たばこへ換算に使用する率</td><td></td><td>Ⅰの率</td><td>Ⅱの率</td></tr><tr><td>平成30年10月1日から</td><td>0.8</td><td>0.2</td></tr><tr><td>令和元年10月1日から</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>令和2年10月1日から</td><td>0.4</td><td>0.6</td></tr><tr><td>令和3年10月1日から</td><td>0.2</td><td>0.8</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から</td><td>-</td><td>1</td><td></td></tr></table> ■ 葉巻たばこの本数換算 重量1グラムごとに紙巻たばこ1本に換算する重量比例課税方式で換算するが、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこについては、1本を紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式で換算する。 <table><tr><td>実施期間</td><td>0.7グラム未満</td><td>0.7グラム以上1グラム未満</td><td>1グラム以上</td></tr><tr><td>令和2年9月30日まで</td><td></td><td>重量比例課税</td><td></td></tr><tr><td>令和2年10月1日から</td><td>本数課税</td><td>重量比例課税</td><td></td></tr><tr><td>令和3年10月1日から</td><td></td><td>本数課税</td><td>重量比例課税</td></tr></table> ※令和2年9月30日まで重量比例課税方式だったが、税政改正により令和2年10月1日から一部本数課税方式が採用された。令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する経過措置が設けられた。	加熱式たばこの紙巻たばこへ換算に使用する率		Ⅰの率	Ⅱの率	平成30年10月1日から	0.8	0.2	令和元年10月1日から	0.6	0.4	令和2年10月1日から	0.4	0.6	令和3年10月1日から	0.2	0.8	令和4年10月1日から	-	1		実施期間	0.7グラム未満	0.7グラム以上1グラム未満	1グラム以上	令和2年9月30日まで		重量比例課税		令和2年10月1日から	本数課税	重量比例課税		令和3年10月1日から		本数課税	重量比例課税	毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付
加熱式たばこの紙巻たばこへ換算に使用する率		Ⅰの率		Ⅱの率																																			
	平成30年10月1日から	0.8		0.2																																			
	令和元年10月1日から	0.6		0.4																																			
	令和2年10月1日から	0.4		0.6																																			
	令和3年10月1日から	0.2	0.8																																				
令和4年10月1日から	-	1																																					
実施期間	0.7グラム未満	0.7グラム以上1グラム未満	1グラム以上																																				
令和2年9月30日まで		重量比例課税																																					
令和2年10月1日から	本数課税	重量比例課税																																					
令和3年10月1日から		本数課税	重量比例課税																																				

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和5年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																																	
入湯税	(課税客体) ○鉱泉浴場における入湯行為 (納税義務者) ○鉱泉浴場における入湯客	<table><tr><th>税率</th><th>1人1日150円</th></tr><tr><td rowspan="4">入湯税の課税免除</td><td>年齢12歳未満の者</td></tr><tr><td>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td></tr><tr><td>療養を目的とした簡素な施設において入湯する者</td></tr><tr><td>日帰りで入湯する者</td></tr></table>	税率	1人1日150円	入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者	日帰りで入湯する者	鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までの納入申告書の提出及び納付																																										
	税率	1人1日150円																																																		
入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者																																																			
	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																																																			
	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者																																																			
	日帰りで入湯する者																																																			
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	原動機付自転車及び二輪車等 <table><tr><th>種別</th><th>別</th><th>年税額</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td>特定小型 (0.6kw以下)</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50cc以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50ccを超え90cc以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90ccを超え125cc以下のもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの) 等</td><td>二輪のもの (側車付を含む。)</td><td rowspan="3">3,600円</td></tr><tr><td>二輪のけん引車 (ボートトラレー等)</td></tr><tr><td>専ら雪上を走行するもの</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>5,900円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td><td>6,000円</td></tr></table> ※令和5年7月より一定の性能の電動キックボードは、特定小型原動機付自転車に分類され、令和6年度より新たな種別で課税される。 四輪以上及び三輪の軽自動車 <table><tr><th colspan="2">種別</th><th>平成27年3月31日以前に登録</th><th>平成27年4月1日以後に新車登録</th></tr><tr><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000円</td></tr></table>	種別	別	年税額	原動機付自転車	特定小型 (0.6kw以下)	2,000円	50cc以下のもの	2,000円	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)	3,600円	二輪のけん引車 (ボートトラレー等)	専ら雪上を走行するもの	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000円	種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの	乗用	営業用	3,100円	乗用	営業用	5,500円	四輪以上のもの	乗用	自家用	7,200円	営業用	10,800円	貨物用	営業用	3,000円	自家用	4,000円	全期5月31日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
種別	別	年税額																																																		
原動機付自転車	特定小型 (0.6kw以下)	2,000円																																																		
	50cc以下のもの	2,000円																																																		
	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円																																																		
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円																																																		
	ミニカー	3,700円																																																		
軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)	3,600円																																																		
	二輪のけん引車 (ボートトラレー等)																																																			
	専ら雪上を走行するもの																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円																																																		
	その他のもの	5,900円																																																		
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000円																																																		
種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																																																	
三輪のもの	乗用	営業用	3,100円																																																	
	乗用	営業用	5,500円																																																	
四輪以上のもの		乗用	自家用	7,200円																																																
	営業用		10,800円																																																	
	貨物用	営業用	3,000円																																																	
		自家用	4,000円																																																	

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和5年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																																															
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	重課税率（平成28年度から）	全期5月31日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日																																																															
		<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>年税額</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>12,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">四輪以上のもの</td><td>営業用</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>6,000円</td></tr></table>		種別		年税額	軽自動車	三輪のもの	4,600円	乗用	営業用	8,200円	自家用	12,900円	四輪以上のもの	営業用	4,500円	自家用	6,000円																																															
		種別		年税額																																																														
		軽自動車		三輪のもの	4,600円																																																													
				乗用	営業用	8,200円																																																												
					自家用	12,900円																																																												
				四輪以上のもの	営業用	4,500円																																																												
					自家用	6,000円																																																												
				軽課税率																																																														
		<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>特例適用対象外</th><th colspan="2">特例適用対象</th></tr><tr><td>三輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>3,900円</td><td>75%軽減</td><td>25%軽減</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>1,000円</td><td>※1 3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>1,800円</td><td>※1 5,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>2,700円</td><td>※2 8,100円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>1,000円</td><td>※2 2,900円</td></tr><tr><td colspan="6">(特例適用対象)</td></tr><tr><td colspan="6">75%軽減：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td></tr><tr><td colspan="6">50%軽減：2030年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ）</td></tr><tr><td colspan="6">25%軽減：2030年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ）</td></tr><tr><td colspan="6">※1：令和7年3月31日取得分まで適用</td></tr><tr><td colspan="6">※2：これらの額の適用は令和4年度までに終了し、延長しない。</td></tr></table>		種別		特例適用対象外	特例適用対象		三輪	乗用	営業用	3,900円	75%軽減	25%軽減	四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,000円	※1 3,000円	自家用	10,800円	1,800円	※1 5,200円	貨物	営業用	3,800円	2,700円	※2 8,100円	自家用	5,000円	1,000円	※2 2,900円	(特例適用対象)						75%軽減：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車						50%軽減：2030年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ）						25%軽減：2030年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ）						※1：令和7年3月31日取得分まで適用						※2：これらの額の適用は令和4年度までに終了し、延長しない。		
種別		特例適用対象外	特例適用対象																																																															
三輪	乗用	営業用	3,900円	75%軽減	25%軽減																																																													
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,000円	※1 3,000円																																																													
		自家用	10,800円	1,800円	※1 5,200円																																																													
	貨物	営業用	3,800円	2,700円	※2 8,100円																																																													
		自家用	5,000円	1,000円	※2 2,900円																																																													
(特例適用対象)																																																																		
75%軽減：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車																																																																		
50%軽減：2030年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ）																																																																		
25%軽減：2030年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ）																																																																		
※1：令和7年3月31日取得分まで適用																																																																		
※2：これらの額の適用は令和4年度までに終了し、延長しない。																																																																		

